令和８年第２回定例会会議録（第５号）

令和８年６月１７日

○出席議員（２５名）

１番	塩手悠太	２番	石田強
３番	中村悟	４番	森裕二
５番	谷口和美	６番	重松康宏
７番	小野佳子	８番	日名子敦子
９番	美馬恭子	１０番	阿部真一
１１番	安部一郎	１２番	小野正明
１３番	森大輔	１４番	三重忠昭
１５番	森山義治	１６番	穴井宏二
１７番	加藤信康	１８番	吉冨英三郎
１９番	松川章三	２０番	市原隆生
２１番	黒木愛一郎	２２番	松川峰生
２３番	野口哲男	２４番	山本一成
２５番	泉武弘		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	長野恭紘	副市長	阿部万寿夫
副市長	岩田弘	教育長	寺岡悌二
競輪事業管理者	上田亨	総務部長	竹元徹
企画戦略部長	安部政信	観光・産業部長	大野高之
市民福祉部長	阿南剛	こども部長	宇都宮尚代
いきいき健幸部長	河野幸夫	建設部長	山田栄治
市長公室長	山内弘美	防災局長	日置伸夫
教育部長	佐保博士	消防長	浜崎仁孝
上下水道局長	橋本和久	職員課長	佐藤英幸
財政課長	河野文彦	観光・産業部参事兼温泉課長	樋田英彦

産業政策課参事	小　野　茂　行	生活環境課参事	和　田　万里子
高齢者福祉課長	末　房　日出子	都市整備課長	田　邉　和　也
市長公室参事兼新湯治・ウエルネス推進室長	和　田　健　二	防災局次長兼防災危機管理課長	中　西　郁　夫
学校教育課長	田　中　　修	学校教育課参事	藤　原　良　浩
上下水道局次長兼水道整備課長	足　立　泰　徳	上下水道局総務課長	田　原　誠　士

○議会事務局出席者

局長	河　野　伸　久	次長兼議事総務課長	中　村　賢一郎
補佐兼総務係長	尾　﨑　美由紀	補佐兼議事係長	八　戸　　緑
主査	平　石　健太郎	主任	定　宗　隆一郎
主任	今　留　　蓮	主事	中　島　　新

○議事日程表（第５号）

令和８年６月１７日（水曜日）午前１０時開議

第　１　一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第１（議事日程に同じ）

午前10時00分　開会

○議長（小野正明）　ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第５号により行います。

日程第１により、昨日に引き続き、一般質問を行います。

通告の順序により発言を許可いたします。

○13番（森　大輔）　森大輔です。早速質問していきたいと思います。

これまで私が議会で質問してきたこと、それは物価高を上回る市民所得の実現、地域経済の活性化、若者や子育て世代の定住促進、先輩世代の健康増進、そして災害に強い安心・安全に暮らせる取組です。どのテーマについても、別府市とさらに認識を深めていかなくてはいけませんが、今回質問するテーマは３つです。

そこでまず質問通告に従い、市内でお金が回る循環型経済について議論をしていきたいと思います。

これまで議論を重ねてきたように、なぜ別府市において、市内でお金が回る循環型経済を進めなくてはならないのか。それを一言で言えば、物価高を上回る市民所得を実現するためです。御承知のように、昨今の物価高は、生産コストの上昇といったマイナスの要因が先行していることから、多くの中小零細事業者では、生産コストの上昇分を価格に十分に転嫁できず、倒産や店じまいといった岐路にあるのではないかと懸念されています。このような厳しい状況の中では、どのように物価高を上回る市民所得を実現するのかについては、私は３つの観点から対策を講じるべきだと提案してきました。

１つ目は、消費の拡大。２つ目は、第一次産業、第二次産業、第三次産業の高付加価値なものやサービスを生み出す産業力の育成と強化。そして３つ目は、地域経済を支える中小零細事業者の生産性の向上です。今回は特にその中でも、市内消費の拡大に焦点を当てて、別府市が実施してきた物価高騰対策の効果や課題、そして今後のデジタル地域通貨の展開について認識を深めていきたいと思います。

現在、別府市が実施しているプレミアム率50％の商品券事業、これについては、昨年の12月市議会で議論したように、この事業の経済波及効果とその購入率、これについて注視をしてきました。そこで、別府市の行っているこの商品券事業の経済波及効果と購入率の状況について、別府市はどのように把握してますか。

○産業政策課参事（小野茂行）　お答えします。

今回の「春らんまん㊗べっぷ　しあわせエール券事業」では、過去最高50％のプレミアム率を設定し、発行総数が40万セット、内訳として、紙商品券・デジタル商品券各20万セット、発行総額を30億円と拡大いたしました。その結果、市民の購入者数は５万669人、購入率は46％に達しております。

今回のエール券事業では、非常に多くの市民の皆様に御活用いただいており、物価高騰に直面する家計への支援として大きな効果を発揮していると考えております。

○13番（森　大輔）　この事業については、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金約10億円、これを活用した事業で、紙の商品券とデジタル商品券合わせた40万セットを発行したということです。その経済波及効果については、市内経済に一定の消費喚起、消費拡大につながったと思います。

一方で、昨今の物価高は、全ての市民生活にマイナスの影響を及ぼしているという観点から、また公平性の観点から、できる限り全ての市民の方々が購入できる、購入しやすい仕組みを講じること、特に先輩世代など経済的な理由だけではなくて、様々な事情によって、買いに行きたくても行けない市民の方々に寄り添う対応を講じることなどを提案してきました。そのような経緯を経て、今回のプレミアム商品券の購入率、これについては46％になったと理解します。

ただし、この購入率については、同一人物が第１次販売と第２次販売、この両方を購入したケースが含まれた数字ということなので、実際の購入率、これについては恐らく40％前後になるのではないかと想定します。

このように、プレミアム商品券は、事業の性質上、消費喚起など一定の経済波及効果がある反面、人口の半数に満たないその購入率を考えると、公平性の観点から、まだ疑問を抱く市民の方々もいらっしゃるのではないかと思いますが、そこで別府市として、購入率の状況についてどのように受け止めているのか、十分だと受け止めていますか。

○産業政策課参事（小野茂行）　お答えします。

本事業につきましては、総額30億円を超える規模での実施により、多大な経済波及効果を生み出すことができました。また、市民の皆様が購入しやすいよう、１冊5,000円、１枚500円の単価で販売し、希望する全ての市民の皆さんに割り当てることができました。

加えて、今回の事業の主眼でありました「物価高騰に対する直面する多くの世帯への生活支援」及び「市内事業者の売上拡大」という初期の目的におきましては、一定の成果を収めることができたものと考えております。

○13番（森　大輔）　最終的に私が言いたいことは、今後、物価高騰対策をする場合、これは経済波及効果の観点を大切にしながらも、今回の商品券の購入率、これを参考にして、次回の物価高騰対策については、さらに公平性の観点から多くの方々に支援が届く、そういった制度設計を講じていけるように、別府市とも認識をさらに深めていきたいと、そういうことでお願いしたいと思います。

また、デジタル商品券の購入状況から、先輩世代に対するデジタル支援を今まで以上に取り組まなくてはならないことは別府市も認識されていると思います。ただ、私も今回初めてデジタル商品券を使いました。すると、紙の商品券のように数えなくていいということと、財布を持たなくていい、または携帯一つで買物ができる、そういったことで、便利さも改めて実感しました。

ただ一方で、議会で多々指摘されているように、デジタル化に不安を抱く先輩世代とデジタル化に抵抗がない若年世代、この間で大きな情報格差、デジタル格差、またデジタル弱者を生んでいることが大きな課題ではないかと考えます。実際に消費者だけではなくて、事業者の中にもプレミアム商品券を今回取り扱うのをやめたという声もありました。なぜなら、商品券、デジタル商品券の扱いが大変だからと。これは一つの生の声として考慮すべきことだと伝えておきます。

そして、これから別府市は他市の事例にもれず、デジタル化を推進していきます。その一例が、今年９月から始まる市民アプリです。今後は、この市民アプリが中心となって市役所の代わりとなり、様々な市民サービス、そして市政に関する情報を届けていくことになると思います。

そして、市民アプリを登録していただく市民の方へ、プレミアム率30％をつけたデジタル地域クーポンを発行する事業も別府市から提案されました。この事業目的は、多くの市民の方へ市民アプリをダウンロードしていただいて、市民サービスの充実、そして行政の業務の効率化、生産性の向上といった目的を果たすこと、また、この事業効果の一つとしては、デジタル地域クーポンによる消費拡大も期待されていることと思います。そのためには、多くの市民の方へこの市民アプリのサービスを活用していただいて、そしてまたクーポンを利用していただくということが求められますが、その反面、市民アプリなどを十分に活用できないおそれがある先輩世代の方々、またデジタルに取り残される方々、そういった状況が大変心配されてます。

これまで別府市は、地区公民館でのスマホ教室の開催、市役所でのデジタルサポートの窓口の設置、そういったことを通して、先輩世代のデジタル化支援を取り組んできました。

今後はさらに定期的なスマホ相談会や、また社会福祉協議会、学生団体との御協力も得ながら、デジタルサポーターみたいな役割をさらに担っていただいて、先輩世代へ継続的なデジタル支援、これがそれぞれの地域で行えるように支援体制の充実に取り組むことは、当然すべきだと思いますが、これから先どのように、誰も取り残さないデジタル化を進めていくのか、改めて別府市の見解を求めます。

○産業政策課参事（小野茂行）　お答えします。

情報格差の解消は重要な課題の一つであると認識しています。スマートフォンの操作により不安を抱える方に対応するため、今年度のスーパーアプリ先行リリースキャンペーンでは、購入予約開始に合わせ、市役所等におけるアプリの登録サポート窓口及びコールセンターの設置を予定しております。

さらに、中長期的にはスマホ教室や相談会の開催に加え、市内の大学生がデジタル支援役となり、市民一人一人の目線に立って継続的に寄り添い、安心して御利用いただける仕組みを検討してまいります。

○13番（森　大輔）　この件については、議場でも多くの議員から指摘されてきました。なので、これからこの課題について取り組む、その別府市の取組については大変注目されていますので、また注視されていますので、どうぞこれからもデジタル化に対応することがなかなか難しいと思われる方々への対応、これについてはともに考えていきたいと思います。

そして、次の市内消費を拡大する今後の取組について質問していきたいと思います。

これから、別府市が長期的･構造的に市内消費を拡大するためには、観光で外貨を稼ぎ、そのお金を市内でしっかり回す循環型経済の推進を私は提案してきました。その理由は、市内でより多くのお金が回る仕組みを強化して、地域経済を活性化し、市民所得の向上につなげたいからです。なぜなら、別府市の域内経済循環率が県平均よりも低いことが、別府市民所得が県内他市と比べて相対的に低くなる、その要因の一つではないかと考えてきたからです。

そのような観点から、物価高を上回る市民所得を実現するためには、一過性の消費喚起策にとどまらず、継続的な市内消費の拡大につながる政策の制度設計、そして、地元調達優先の地域経済の構築などに取り組まなくてはならないという認識について、別府市とも一定の共有をしてきたと思います。ただ、そのような市内でお金が今まで以上に回る循環型経済構想を実現していくためには、市内消費を刺激する政策を行うためのさらなる財源の確保をはじめ、市内の金融機関、各種関係団体の御協力、市の枠を超えた広域連携、そして先輩世代へのデジタル支援など、これから取り組まなくてはならない課題は大変大きいものがあると考えています。

この市内でお金が回る循環型経済の構想を実現する、その手段の一つとして今のところ考えられるのが、デジタル地域通貨の活用ですが、今後のデジタル地域通貨事業の展開について、別府市の見解はいかがですか。

○観光・産業部長（大野高之）　お答えいたします。

本事業については、市民アプリの機能の一部として、既存のキャッシュレス決済の仕組みを活用した「デジタル地域ポイント」の導入を予定しております。「地域ポイント」の目的は、健康診断、防災訓練、清掃活動といった地域経済の活性化や地域コミュニティーの強化等を図るもので、ポイントというインセンティブを提供することで、ポイント獲得を目的とした行動変容を促します。

また、付与されたポイントは市内の店舗のみでしか使用することができないと制度設計しておりますので、ポイント付与によって消費活動が促進されることにより、地域経済の活性化が図られるものと考えております。

なお、地域通貨の実現の可能性につきましては引き続き調査研究してまいります。

○13番（森　大輔）　別府市がこれから行おうとするその内容だけでは、まだまだ規模感が十分でないことから、その効果はまだ限定的なものになるのではないかと思います。ただ、将来的には継続的な市内消費を喚起できる対策を行える財源を観光などで稼いで、市民所得の向上に還元し、豊かな暮らしにつなげる循環型経済の構想を様々なレベルで深めていけるように挑戦をしていきたいと思います。このことを伝えて、次の、健康で幸せに暮らせる新たな別府について質問していきたいと思います。

別府市はこれまで、健康増進計画に基づいて、市民が健康で暮らせるまちづくりについて取り組んできました。この計画の目的は、生活習慣に起因する病気や障がい、そして壮年期の予防、死亡を予防して市民の健康寿命を増進すること、また議会においても、市民の健康寿命の増進について、これまで議論してきました。御承知のように、厚生労働省によると、健康寿命とは継続的に医療や介護に依存せず、自立をした生活ができる状態、そして、別府市の健康寿命の状況については、大分県が毎年算出しているお達者年齢を参考にすると、男女ともに県平均を下回っています。具体的には、別府市の健康寿命は、県内18市町村中の15位、この辺りを推移しています。

このような厳しい状況を受けて、別府市は危機感を持ちながら、市民の健康寿命の延伸、そしてその健康寿命の妨げの要因の一つである肥満症の予防対策、例えば適切な塩分摂取、積極的な野菜の摂取、運動習慣の徹底、そしてたばこなどの禁煙、その促進をして、生活環境の改善に取り組んできた。その成果が注目・注視されていると思います。

一方で、別府市の人口に占める65歳以上の先輩世代の割合は、国や県の平均よりも一貫して高く推移しています。国勢調査によると、別府市の高齢化率は約35％、一方で、大分県は33％、全国は28％です。この別府市の高齢化率は、さらに今後も上昇することが想定されていることから、介護保険や福祉に関わる給付費の増加、社会保障費の拡大が懸念されています。

ただし、重要なことは、別府市の高齢化率が県平均よりも高いことが問題ではなくて、これからどのようにして、誰もが住み慣れた地域や御家庭で人生100年時代の人生を、できるだけ長く幸せに健康で暮らすことができる別府を実現できるのか、これが課題だと考えています。そのためには、これまで以上に要介護認定を必要とする方、認知症の方、そして御家庭、御家族の方に対して寄り添った支援体制の充実を図ると同時に、地域全体で支え合う仕組みを促進していかなくてはならないと考えています。

また、介護や認知症予防、特に軽度認知障害の早期発見や早期対応、これをして認知症の進行を抑制して、市民の健康寿命を延伸することが強く求められている。このような観点から、別府市が行う介護認定者や認知症の方への支援の在り方、そして、今後どのように予防対策に取り組むのかが問われています。

そこで、まず基本的なことですが、別府市の要介護認定者の人数や認定率、そして認知症患者の状況はどのようになっているのか。また、県内他市の状況と比べて、別府市の状況は相対的にどうなのか。そして、そのような状況に至る要因について、併せて答弁を求めます。

○高齢者福祉課長（末房日出子）　お答えいたします。

県内順位が公表されています最新の介護認定率は、令和８年１月末で全国20.1％、大分県19.4％、別府市19.6％で、県内14位となっております。要介護認定者数は7,436人です。

認知症高齢者数の推移ですが、要介護認定者の認知症高齢者数になりますが、令和５年度5,607人、令和６年度5,627人、令和７年度5,675人と、緩やかに増加しています。

要介護認定率につきましては、令和６年度まで県平均より低い状況で推移していました

が、令和７年度より僅かに上回っています。別府市は、一般的に介護が必要になる方が増えるといわれる後期高齢者の割合が、大分県平均19.6％のところ21.3％と高くなっており、要介護認定率が高くなっている要因の一つだと考えております。しかしながら、高齢者が住み慣れた地域で、健やかに幸せに過ごせるように、介護予防も含めた地域包括ケアを推進していく必要性を認識しています。

○13番（森　大輔）　そのような答弁から、別府市の要介護認定率については、大分県の平均と比べて上回っている。そしてその要介護認定者の約７割から８割の方は認知症の症状が現れているのではないかと、答弁の数字から想定されます。このような状況を受けて、では、認知症の方、その御家族に対する支援体制の充実に向けたその取組について質問したいと思います。

厚生労働省では、この認知症対策政策の一環として、例えば認知症サポーターの育成、チームオレンジの配置、そして認知症カフェといった設置を推進しています。ちなみに、この質問をする前に私は、認知症サポーター育成、この講座を受けてきました。そして議会の中にも同じように、認知症サポーターの方、またチームオレンジ、こういった方々もおられると思います。ぜひ市長も、改めてまた一緒にこういった認知症サポーター、もしくはチームオレンジになられることをお勧めしたいと思います。

そこで、今回の質問については、特に認知症カフェ、これに着目をして、別府市内の設置箇所数を増やしていく取組を提案したいと思います。この認知症カフェの開催目的、そして内容については、簡潔に言うと、地域住民の認知症に対する理解の促進、認知症の方とその御家族の孤立を防いで、そして、住み慣れた地域で暮らしていける地域包括ケア拠点の設置、そういったことになると思います。具体的には、お茶会や食事会、そして、体験型のレクリエーションなどを開催して、御家族が専門の医療福祉関係者に悩みを相談したり、認知症の方々が安心して気楽に集まれる交流の場を提供すること。大分県内の市町村の状況を見ると、例えば医療法人、社会福祉協議会、社会福祉法人、そしてＮＰＯ、また一定の条件を満たした任意の団体などが、それぞれの自治体からの補助金を受けてこの認知症カフェを開催してます。

別府市においては現在１か所、別府市グループホーム連絡協議会が主体となって開催していただいてますが、別府市のこの開催箇所数は県内他市の状況と比べて少ないことが指摘されていますが、実際はどうなのか。また、認知症カフェの成果と効果について別府市はどのように考えているのか、答弁を求めます。

○高齢者福祉課長（末房日出子）　お答えいたします。

別府市の認知症カフェは現在１か所となっており、県内の中でも少なくなっております。認知症カフェの効果としては、認知症の方の社会参加が維持でき、家族は悩みを話すことができ、またほかの家族の体験談を聞くことでリフレッシュができ、孤独感が和らいでいます。さらに、住民同士が顔見知りになり、地域全体で見守る環境が整うと考えております。

○13番（森　大輔）　ちなみに、大分市の認知症カフェの開催箇所数は26か所あります。これを単純に人口比で考えると、相対的に別府市には少なくとも６から７か所、具体的には中学校区に１つあるイメージで開催箇所が求められるのではないかと思います。ほかには、中津市は13か所、宇佐市は７か所、杵築は５か所、由布市は９か所、日出町は５か所です。このように、開催箇所数の観点で言えば、別府市における認知症カフェの設置数は県内他市と比べて相対的に少なく、まだ取り組むべき余地があるのではないかと思います。

そこで、認知症の方々やその御家族に寄り添った居場所づくり支援体制の充実に向けた、今後別府市ができることとして、認知症カフェの運営費補助金などを拡充していってはどうかと提案しますが、いかがですか。

○高齢者福祉課長（末房日出子）　お答えいたします。

　認知症カフェを広げていくためにどのような施策が必要かなど、関係団体と協議を行っていきたいと思います。

○13番（森　大輔）　当然、この認知症カフェを開催して設置箇所数を増やしていくためには、別府市だけではなくて、関係団体の御協力が不可欠です。そして、別府市ができることの一つとして、やはりその運営費の補助金を拡充していくというのが手段だと思います。なので、このことを改めてお伝えして次の質問に移りたいと思います。

　次の、効果的な予防対策について質問します。

　ここまでは認知症の方、そしてその御家族への寄り添い体制の充実に向けた取組について議論をしてきました。ここからは、介護予防、認知症予防の対策、取組について議論をしていきたいと思います。率直に言うと、地方自治体レベルでできる独自事業の多くは、介護予防や認知症予防対策ではないかと考えています。御承知のように、介護予防や認知症予防の効果的な対策については、運動、栄養ある食事、社会参画、質のいい睡眠、そして難聴対策、こういったことが効果的ではないかと言われています。

　このような観点から、これから大分大学と民間事業者、そして別府市が共同で行う認知症予防の研究について注目をしています。この事業目的は、軽度認知障害の早期発見と早期対策、大分大学のこの研究事業は県内では、臼杵市に続いて別府市が２番目ということで、別府市にとっては大変ありがたい事業だと考えています。

　この研究事業に参加していただける50歳以上の800名の別府市民の方々を対象に、問診や便や尿検査、採血、聴力検査、脳の検査、そしてＭＲＩなど、本来個人で受けると有料となる項目の検診も無料で受けていただけるということになっていると思います。その募集方法については、今後市報などで掲載されるのではないかと思います。この研究に御協力いただく約800名の方々のデータを基に、別府市の軽度認知障害の状況の把握と早期対策、そして認知症予防対策に役立てていくことだと考えています。

　そして、この研究事業を通して、別府市として期待することの一つとして、温泉の効果、この温泉の効果が認知症予防にどのようにつながるのかを科学的に調査するところではないかと思います。これまで議会で議論されてきましたが、温泉に入るだけでは健康にはなりません。ただ、温泉と何かを掛け合わせることで相乗効果が生まれ、健康の増進に資する効果が現れるのではないかということは、多くの方々が実体験として経験していることだと思います。だから、湯治文化は根強く残っているんだと思います。

　そこで、今後別府市として、大分大学の御協力の下で取り組むべきは、どのようにして、またどのような組合せで温泉の効果が認知症の予防、そして健康の増進、さらには老化の防止といったことにつながるのかを科学的に証明し、温泉の利活用の可能性を広げること。例えば、温泉と運動を掛け合わせた相乗効果、温泉と食事を掛け合わせた相乗効果、そして温泉と睡眠を掛け合わせた相乗効果、こういったことを個人の主観ではなくて客観的に科学的に証明して見える化をして、政策につなげていく取組が重要であるということについては、別府市と認識を共有できて、共有できると思います。

　そこで別府市は、この大分大学、民間事業者との研究事業を通して、どのような成果と効果を見込んでいるのか、またはどのような観点から温泉の相乗効果を認知症予防対策に役立てていくのか、つなげていくのか、別府市の見解を求めます。

○高齢者福祉課長（末房日出子）　お答えいたします。

　研究の成果を大きく３つ見込んでいます。まずは早期発見により、適切な薬物療法や生活習慣の改善などの非薬物療法などにつなげることができ、認知機能の改善が見込まれます。２つ目は、研究の結果から分かった別府市民にとって必要な認知症予防の生活習慣や、認知症に対する市民の理解が高まること。３つ目は、かかりつけ医に気軽に相談でき、専

門医につなぐ体制整備ができることです。

認知症と温泉に関しましては、温泉は深部体温を高め、睡眠の質を高める可能性が指摘されており、睡眠と認知症は関連がありますので、今回行います研究では、認知症に関する温泉効果の見える化にも取り組んでいく予定です。

○13番（森　大輔）　そのようなことで、この研究事業を通して特に温泉効果と睡眠の関係を研究していくということで、それがストレスの緩和とか認知症の抑制、予防、さらには老化防止、こういったことが科学的に証明されれば、確かに温泉の利活用の可能性は広がると思います。なので、今後の進捗については注視をしていきたいと思います。

また、今回のこの研究を通して、聴力の維持が認知症予防や認知症の抑制に効果的だということも示されれば、これまで議会で提案されてきた難聴の補聴器の購入補助、これについても別府市として進めていける契機になるのではないかと考えますが、いかがですか。

○高齢者福祉課長（末房日出子）　お答えいたします。

今回の研究で、耳の聞こえや会話時間の調査も行い、認知症との関連を調査いたします。研究結果を踏まえて、耳の聞こえに対してどのような支援が効果的なのかを考えてまいりたいと思います。

○13番（森　大輔）　では、次に、敬老行事など自治会に対する交付金補助金事業について質問していきたいと思います。

介護予防、そして認知症予防の観点から、先輩世代の社会参画、また、地域行事の参加が大切であることは御承知のとおりです。このような観点からも、個人的にはこの敬老行事に対する交付金事業は継続してほしいと考えています。ただし、続ける場合は、この交付金の制度設計を見直して、市民の間で生じている不公平感や疑問の是正をしっかり対応した上で行うこと、また、昨今の物価高を反映した交付金額で対応していただきたいこと、この２点について、昨年の12月市議会で提案してきました。その際、市長は、個人的には敬老会などの行事は継続してほしい。また、交付金の在り方については、不公平感があることなどを指摘されているように、制度設計に落ち度というか、誤解される部分がある。今後は皆さん方が納得していただける制度設計に、まずは庁内でしっかり対応していきたい、このように答弁されました。このような趣旨の答弁から、私と市長において、この敬老行事交付金の課題等制度設計の見直しの必要性について認識を深めることができたと、そのように考えています。

一方で、別府市として、敬老行事に対する交付金事業、これをゼロベースで見直すという意向もあるのではないかと推察します。その場合、敬老行事に対する交付金予算約3,000万円、これをどのように活用するのか。この代わりとなる代案が求められますが、敬老行事に対する交付金の新たな制度設計の在り方や、継続廃止などの方向性についてどのように考えているのか、また、いつまでに見直すのか、市長の答弁を求めます。

○市長（長野恭紘）　お答えします。

敬老行事については、議員とも先般議論をしたところでございます。これは共通認識に立っているというふうに私も感じております。議員は、我々がこの敬老行事に関して若干後ろ向きな思いをされているのかなというふうな思いをお持ちなのかもしれませんけれども、私も敬老行事参加をさせていただきますけれども、社会参画というものが、いわゆる軽度認知障害や様々なものに対して効果があるというのは、これはもう分かっていることですので、私個人としてはこれをなくすというようなつもりは全くありませんということで、庁内で引き続いて様々な在り方について考えているところでございますので、来年度辺りから、来年度辺りからと言ったらまたあれですけど、来年度からは恐らく新しい様々な制度設計の下に、この敬老行事が行われるようなことになっていくんではないかなということで今、庁内議論を進めているというところでございます。

○13番（森　大輔）　ということは、私と市長の間で得ているこの認識については、別府市役所の庁内でもしっかりと共有されていることであるということで理解をしてもよろしいですか。分かりました。

であれば、この敬老行事の交付金については継続の方向であると認識しています。継続の方向であるのであれば、先ほど来伝えている、指摘しているように、市民の間で生じている不公平感、そして疑問の是正をして、それぞれの地域の自治会の皆さんが物価高の中でも敬老行事を継続していけるように、この交付金の充実及び制度設計の見直しを早急に進めること、これを改めて要望します、ということでお願いいたします。

このことを確認して、そして安心しました。このことを確認して次の質問、持続可能な自治会機能の維持、そして地域コミュニティーの活性化に向けた取組について質問をしていきたいと思います。

それぞれの地域において､様々な世代の方が世代を超えて人と人がつながることは安心･安全な暮らし、また充実した暮らし、楽しい暮らし、そういったことにつながる、これはなかなか目には見えづらいことですが、幸せに暮らしていくためには大変重要な要素だと考えています。具体的に言えば、この自治会などへの加入を通して地域住民同士がしっかりつながっている地域では、清掃活動や草刈り活動、ごみ収集所の清掃など、生活環境の保全がされている、また地域の自治意識、これがしっかり発揮されているのではないかと思います。

しかし一方で、自治会への加入率が低いところでは、この自治意識が十分に発揮されずに､生活環境の悪化によるトラブルが増えたり､行政と住民とのつながりが弱くなったり､道路や河川の整備が遅くなったり、また子どもや高齢者の孤立が増えたり、日々の生活で直面する様々な地域課題の解決が進まなかったりするケースが起きています。このような観点から自治機能、これを有する自治会は地域住民にとってはもちろんですが、別府市にとっても大変重要です。

この自治会活動に御尽力されている自治会長さんはじめ関係する皆様方に対しては、心から敬意を表するところです。しかしながら、全国的に人口減少、人手不足が進む中で、別府市においても自治会の加入者が減少していくことについては、多くの地域が直面する共通の課題です。この加入者が減少していく要因については、負担感への抵抗感とか、メリットが見えづらいとか、そういった率直な御意見をお聞きします。

このような御意見の背景には、高齢化や共働き世帯の多様化、そういった社会経済情勢が大きく影響しています。とはいえ、自治会役員さんの負担感の軽減、メリットの見える化、これについては別府市を挙げて取り組んでいくべきだと提案をしてきました。そのような議論を通して、今後メリットの見える化の一つとして、例えば清掃活動、ボランティア活動などの参加に対して、デジタル地域ポイントを付与する、またデジタル技術を活用した自治会業務の効率化負担の軽減を進める調査業務などを行うということが、別府市から反応がありました。これについては今後の進捗を注視していきたいと思いますが、自治会の加入促進や持続可能な自治会機能の維持に向けた、さらなる取組が別府市には求められています。

そこで、今回は特に若い世代の自治会加入の促進について、別府市との認識を深めていきたいと思います。私自身大変びっくりすることは、若い世代の方の中には自治会という存在を知らない、知ってても何をする団体か知らないという方が多くいることを認識することが多々あります。このような観点から、地域でできることは地域でしなくてはならないという自治意識を幅広い世代へ広めていかなくてはいけないと感じるところです。が、そうは言いながら、若い世代の方々に自治会に加入してもらうには、自治会は世代を超えて人がつながる楽しい団体だと周知していかなくてはいけないと思いますが、別府市とし

てこれからどのように若い世代の自治意識の向上、自治会加入の促進に取り組んでいくつもりですか。

○市長公室長（山内弘美）　お答えいたします。

自治会は、近隣住民の支え合いにより、地域の生活環境を守る住民生活に欠かすことのできない重要な組織でありますので、市におきましても、日頃から自治会の役割や必要性について市報やホームページ等で広く周知するなど、市民の皆さんの理解促進に努めているところです。全国的にも自治会が様々な課題を抱える中、別府市におきましては、「自治会の在り方検討委員会」を設置し、若い世代の自治会に対する意識やニーズについても議論を進めてまいります。

さらに、地域課題の解決や行政サービスを維持していくためにも、市がこれまで以上に踏み込んで、検討委員会において自治会の将来像や支援策について、皆さんとともに考えてまいりたいと思います。

○13番（森　大輔）　これから別府市が市民アプリを活用して、市民の方々へ市政や議会活動、そういった情報を提供していく、こういった取組が始まると思います。当然その中には、新たな普及啓発のやり方として市政、議会活動、これは当然ですが、プラスして自治会活動などを若い世代の方々へ周知する仕組み、これについては当然考えていただきたいと思います。そのような形で、新たな周知方法を研究していただいて、若者世代の自治意識の向上に取り組んでいただきたいと思います。

また、これまで自治会が担ってきた様々な自治機能は、生活環境の保全から地域イベントの開催まで多岐にわたりますが、これから自治体が担う役割はさらに重要になることが想定されます。例えば、地域住民の移動の足の充実に取り組むボランティア輸送など、これから様々な地域で始まりが期待されているのではないかと考えます。

今後、自治会の自治機能の維持等、持続可能な自治会運営をしていくためには、会費収入以外の財源確保に取り組まなくてはならないと考えています。そこで、別府市としてできることは、自治会が行う様々な地域振興に資する活動や地域住民福祉に、その向上に資する活動については、さらに積極的に交付金、補助金、助成金などの形で支援していくというやり方と、また自治会やひとまもり・まちまもり協議会が担うことができる地域業務、これについては指定管理委託などを通して、自治会の新たな財源確保につなげるといったやり方もある、そのように思います。

そこで、持続可能な自治会活動の運営に向けた今後の取組について別府市としてどのようなことを考えているのか、答弁ください。

○市長公室長（山内弘美）　お答えいたします。

持続可能な自治会運営には、何よりも地域住民の参画が求められます。その上で、自主財源を確保し、住民同士のつながりによる地域コミュニティーの活性化が自治会運営の安定化につながると考えております。現在、市が集会所の管理などを自治会に委託しているケースや、ひとまもり・まちまもり協議会では、地域の特性を生かして、自主財源の確保に取り組んでいる協議会もあり、いずれも地域コミュニティーの活性化につながっています。

市といたしましても、引き続き地域の主体性による安定的な地域運営を支援してまいります。

○13番（森　大輔）　率直に言って、自治会の協力なくして市政は動かないという、そういった認識はこれからさらに共有していかなくてはいけないと思いますが、そういった認識を前提に言えば、自治会として別府市として、自治会の自治機能の維持と持続可能な自治会運営については、ともに考えていかなくてはいけないと伝えておきます。そして、それぞれの地域事情、これもあると思いますので、その具体的な取組については今後検討してい

きたい、いただきたいと思います。

そのことを申し上げて、そして最後に、安心・安全に暮らせる災害に強い新たな別府について質問していきたいと思います。

近年別府市では、還付金詐欺や架空請求詐欺、警察官を名のる特殊詐欺、そして不審者情報などが断続的に発生しており、高齢者を狙った被害も多々報告されていることから、市民の安心・安全に対する不安が高まっているのではないかと思います。

このような中、別府市において、特殊詐欺等被害防止機能付き電話や家庭用防犯カメラの購入に最大２万円の補助をする事業、また一方で、大分県では自治会などが設置する防犯カメラに最大50万円を補助する事業などに取り組んでいると思います。しかし、大分県内では特殊詐欺など高齢者を狙った被害額が増加傾向にあることから、またこれからも予期せぬ犯罪・事件、それが後を絶たないことを踏まえると、さらなる防犯対策、防犯体制の強化が求められているのではないかと考えますが、効果的な防犯対策の強化について別府市はどのように考えているのか、いかがですか。

○次長兼防災危機管理課長（中西郁夫）　お答えします。

現在、別府市が取り組む効果的な防犯対策としましては、青色防犯パトロールや詐欺被害防止対策などを実際行っておりますが、最近では防犯カメラの設置も行っており、市民の安心・安全な生活の実現を目指しているところでございます。

○13番（森　大輔）　警視庁の調査によると、犯罪に強いまちづくりをつくる上で一番効果的な防犯対策は、地域コミュニティーの防犯機能の維持だと言われています。なぜなら、空き巣など侵入犯罪者の６割が、声をかけられたので諦めたと答えたそうです。

この観点から自治会などを通して、住民同士の連携がしっかりしている地域は、防犯や犯罪に強いと言えます。２番目は、犬を飼うだそうです。そして３番目に、先ほど言われた防犯カメラ、そしてセンサーライト、そういったセキュリティーシステムの設置、これが効果的だと話していました。また、大分県警の方々と話す機会がありましたが、それぞれの地域が、やはり自主的に行う防犯パトロール、こういったことを特に期待をされていました。

また、そうは言いながら、これから高齢化、また地域の担い手が不足する中で、従来の見守りの活動の継続が難しい状況にあるということを大変心配されていました。また、警察自体も今まで市民の身近にあった交番機能、この交番機能の維持が大変な状況にある、そういったことも言われていました。

そこで、犯罪を防止する環境づくりという観点から、やはり防犯カメラの設置、これが防犯対策の強化につながるということで認識を共有されていました。実際に全国の自治体においても、通学路、公園、駅周辺、市道などの公共空間において、地域の要望や事件の発生状況などから、防犯カメラを設置したい、また設置する事例が増えています。このような全国的な状況を踏まえて、別府市も防犯カメラを設置してきた、そのように思います。

では、別府市がこれまで設置してきた防犯カメラの設置台数、主な設置場所、また定期的な効果検証はどのようにしているのか、また、市道など公道上に防犯カメラを設置するに当たり、どのようなルール、要綱また条件に基づいて判断しているのか、併せて答弁ください。

○次長兼防災危機管理課長（中西郁夫）　お答えします。

犯罪の未然防止、地域住民の防犯意識の向上を図ることを目的に、防災危機管理課において、令和６年度に通学路を中心に50か所防犯カメラを設置しております。また、防災危機管理課以外の課においても、市の管理する公園や道路などの屋外にも防犯カメラを約40台設置しております。

設置に伴う効果の検証でございますが、今後カメラの設置箇所を公表していき、犯罪抑

止につなげていきたいと考えております。また、カメラ映像につきましては、警察の捜査協力の一助となっております。

これまで設置した50台の防犯カメラにつきましてですが、通学路を中心に過去に不審者情報が寄せられた箇所や交通事故の危険性が高い場所などの情報を基に、一件一件選択しながら設置をしております。さらにこの50台のカメラには街灯も附属しており、単なる監視だけではなく、夜間の犯罪行為の抑止効果も高められているところでございます。

○13番（森　大輔）　改めて、この防犯カメラの設置の在り方について、私の主張を先に伝えたいと思います。

私は、防犯カメラの設置については、地域の事情に精通する自治会長さんはじめ、自治会からの要望があった場合、警察などの関係機関と相談の上、個人のプライバシーを侵害しない範囲で､別府市には積極的に防犯カメラの設置に取り組んでほしいと考えています。このような気持ちになったその理由は、やはり様々な地域から防犯カメラの設置に関する要望を受けてきたことがきっかけです。ある地域では､度重なる放火､不審火事件が起こって、防犯カメラの設置を求める声が高まっています。ほかにも様々な地域事情に関わる事案があると思いますが、共通しているのは、地域の安心・安全を妨げるようなリスクは下げていかなくてはいけないということです。

今後も予期せぬ事件、子どもや高齢者を狙った犯罪事件などを防ぐためには、それぞれの地域の防犯意識を尊重しながら、別府市の防犯体制の強化を求めなくてはならないと考えています。このような観点から、防犯カメラを設置してほしいとする要望についてはこれからますます増えてくることが想定されます。

そうなると、防犯カメラの設置や維持管理、改修、そして撤去については、一定の客観的基準を定めた上で、優先順位を定めて判断していくことが必要になるのではないかと、要らない世話かもしれませんが心配してます。逆に言えば、そういった客観的な判断基準がないままだと、今後増えてくることが想定される要望に対して、公平な判断がしづらくなるのではないかと考えています。

そこで、今後別府市はどのように防犯カメラの設置や防犯体制の強化に向けて、地域の要望に寄り添った対応をしていくのか、見解を求めます。

○防災局長（日置伸夫）　お答えいたします。

防犯カメラの設置要望についてでございますけども、御要望がありました箇所につきましては警察に相談いたしまして、防犯上効果的な場所を選定した上で、その結果を基に地元自治会などと協議を行いまして、最善の設置場所を決めていく方法によりまして、限られた予算の中で最大限の安心・安全を実現することにつなげてまいりたいと考えております。

○13番（森　大輔）　まさにそのような取組をしていくためには、やはり断続的な、継続的な予算の確保、これが必要なことが課題の一つだと考えています。そのような観点から、これから別府市においては、国や県などに防犯カメラの設置に関わる予算拡充の働きかけをして、別府市の防犯体制の強化に向けた予算確保の取組を進めていただきたいと思いますが、予算確保の見通しについて、市長から答弁を求めます。

○市長（長野恭紘）　お答えします。

先ほど担当からお話をさせていただきましたけれども、これ地元の自治会や市民の皆さん方からも非常に要請が強いものであります。まず、警察のほうに相談をし、そして防犯上効果的な場所を選定した上で、自治会長や自治会、地元の皆さんと協議をした上で、適切な場所に抑止力としての防犯カメラ、実質の安全・安心ということにも関わりますけれども、そういうことで設置をしていくということをこれからも進めていきたいというふうに思います。

問題は財政措置でありますけれども、今後、近いうちに財政措置、ある一定程度の規模感がなければ、なかなか全ての地域の皆さん方の御要望に応えるということにはならないというふうに思いますので、一定規模の財政措置を工夫をしてしっかりやり、設置に向けてできる限り早く進めていきたいというふうに思います。

○13番（森　大輔）　ぜひこの議論を契機に、今後はさらに地域の安心・安全な暮らしを守って、そして子どもから高齢者まで幸せに暮らしていける、そういった地域からの要望を尊重していける形で、警察と連携を深めて別府市の防犯体制の強化、これにさらに取り組んでいただきたいと思います。

今回の質問は、プレミアム商品券事業から始まって、その物価高騰対策の成果と課題、継続的な消費拡大対策の必要性、そして要介護認定者や認知症の方々への寄り添い体制の充実、予防対策の強化、こういったことについて議論をしてきました。

これからも私としては、やはり観光で稼いで市民所得の向上に還元をし、豊かな暮らしにつなげていく、そういった循環型経済の構想を深めて、これから別府市、希望を託せる、そういった別府市になるように引き続き取り組んでまいりたい、そのように伝えて私の質問を終わります。

○２番（石田　強）　日本維新の会、石田強です。今回の一般質問では、私がこの３年間、委員会活動、行政視察、そして市民の皆様からいただいた声を基に学んできたことを中心に質問いたします。

先日、私は委員会の行政視察で岡山市を訪ね、不登校支援の先進的な取組を学ばせていただきました。そこでは、学校復帰だけを目的とするのではなく、子どもたち一人一人に寄り添い、多様な学びや居場所を確保することの大切さを学びました。全国的に不登校児童生徒は増加傾向にあり、別府市においても大きな課題の一つとなっています。子どもたちが安心して学び、自分らしく成長し、将来の社会的自立につながる環境づくりは非常に重要です。

そこでまず、本市における不登校児童生徒の現状と、支援の取組についてお伺いいたします。別府市における過去３年間の不登校児童生徒数をお聞かせください。

（議長交代、副議長安部一郎、議長席に着く）

○学校教育課参事（藤原良浩）　お答えいたします。

国の調査におけるいわゆる不登校児童生徒数は、別府市では令和４年度270人、令和５年度299人、令和６年度267人です。

○２番（石田　強）　では次に、不登校の低年齢化が進んでいると言われていますが、小学生の推移について、低学年、中学年、高学年の詳細をお聞かせください。

○学校教育課参事（藤原良浩）　お答えいたします。

小学校低学年につきましては、令和４年から９人、10人、12人と増加し、中学年は21人、28人、20人と変化し、高学年は35人、43人、47人と増加をしております。

○２番（石田　強）　御答弁ありがとうございます。

小学校の低学年の段階から、学校に行きづらさを抱える子どもの、子どもが増えていることは大変重く受け止める必要があると考えます。不登校は突然始まるものではなく、小学校の段階からの様々なサインや課題の積み重ねによるケースも少なくありません。そのため、早期発見、早期支援はもちろん、その先の進路や社会的自立まで見据えた支援が重要です。学校に通うことだけを目的とするのではなく、一人一人の子どもが将来の希望を持ち、自分に合った進路を選択し、自立した人生を歩める環境づくりが必要だと考えます。

そこで、不登校の子どもたちが卒業後にどのような進路を歩んでいるのかを把握することも重要だと思います。不登校生徒の進学率について、分かる範囲でお聞かせください。

○学校教育課参事（藤原良浩）　お答えいたします。

学校に行きづらさを感じている生徒のみに限定した進学率は作成しておりませんが、中学校卒業時における進路が未決定である生徒の状況につきましては、注視しております。

今後も生徒一人一人の状況を丁寧に把握し、多様な進路の選択肢をサポートできるよう取り組んでまいります。

○２番（石田　強）　では次に、不登校生徒の就労支援についてお聞かせください。

○学校教育課参事（藤原良浩）　お答えいたします。

中学校では、全ての生徒を対象に、進路指導やキャリア教育を通して、将来の職業選択や社会参加に向けた支援を行っており、就職を希望する生徒への指導もその中に含んでおります。特段の就労支援という形ではございませんが、学校に行きづらさを感じている生徒も含め、一人一人が将来の社会的自立に向けた適切な進路を選択できるよう、個々の状況に応じた丁寧な情報提供や相談支援に努めております。

○２番（石田　強）　御答弁ありがとうございます。

私は、不登校支援は単なる教育課題ではなく、将来のひきこもりや社会的孤立を防ぐための重要な取組だと考えています。そのためには、子どもたちが安心して過ごせる居場所を早い段階で確保することが重要です。岡山市の行政視察でも、多様な居場所づくりが不登校支援の大きな柱となっていることを学びました。別府市においても、子どもたち一人一人に寄り添った居場所づくりを進めていただきたいと思います。

そこで次に、不登校児童生徒への校内の支援施設の現状についてお聞かせください。

○学校教育課参事（藤原良浩）　お答えいたします。

令和５年度から６中学校に登校支援ルームを設置し、学習や学校生活の支援を行っております。毎年度100名以上が利用し、生徒やその保護者から、「学校内で安心していられる居場所ができた」、「登校しやすくなった」などの肯定的な声が聞かれるとともに、前年度の欠席が90日以上だった生徒が、多少の欠席は見られるものの、ほぼ毎日登校しているといった変容が見られました。

○２番（石田　強）　御答弁ありがとうございます。

不登校の要因や子どもたちの状況は様々であり、学校内の支援だけでは対応が難しいケースもあると思います。子どもによっては、学校以外の環境のほうが安心して学ぶことができる場合もあります。そのため、学校だけで支えるのではなく、フリースクールなど学校外の支援機関と連携しながら、多様な学びの場を確保していくことが重要ではないでしょうか。

そこで次に、学校とフリースクールとの連携状況についてお伺いしたいと思います。

○学校教育課参事（藤原良浩）　お答えいたします。

学校とフリースクールとの連携につきましては、出席扱いの有無にかかわらず、学校に行きづらさを感じている児童生徒の社会的自立や多様な学びを支える上で重要であると認識しております。実際に、フリースクールでの学習を出席扱いとする際には、保護者や施設との連携の下、活動内容や学習状況を確認できる体制を整え、定期的な報告書等を通じて情報共有を図っております。

今後とも、子どもたち一人一人に応じた多様な教育機会を確保するため、学校とフリースクール双方が互いの専門性を生かし、より一層連携を図ってまいります。

○２番（石田　強）　ありがとうございます。

不登校支援を進めるためには、教職員の皆様の大きな努力があることを理解しております。しかし、学習支援や保護者対応、関係機関との連携、報告書制作などの業務は多岐にわたります。子どもたちと向き合う時間を確保するためにも、地域人材や専門人材など外部の力を活用し、教職員の負担軽減を図ることも重要だと考えます。

そこで次に、外部人材の活用による負担軽減について、市教育委員会の考えをお聞かせ

ください。
○学校教育課参事（藤原良浩）　お答えいたします。
　報告書などの事務負担に関しましては、これまでも記載内容や様式の簡素化などの見直しを行ってきたところです。今後とも適宜見直しを継続してまいります。
　外部人材の活用につきましては、個人情報やプライバシーを扱う観点から、守秘義務の担保など慎重に課題を整理し、判断していきたいと考えております。
○２番（石田　強）　御答弁ありがとうございます。
　不登校の要因は様々ですが、その一つとして、学業への不安や学習の遅れが上げられます。学校に行きづらくなることで、学習機会が減り、それがさらに自信の喪失につながるという悪循環に至るケースも少なくありません。
　そこで、地域の方や大学生、教員ＯＢなどと連携し、学習支援ができないか、また、同じ興味を持った児童生徒が集まれるような居場所をつくることができないか、市教育委員会の見解をお聞かせください。
○学校教育課参事（藤原良浩）　お答えいたします。
　各家庭の訪問支援につきましては､安全管理等の課題を精査していく必要がありますが、まずは希望者を対象としました放課後学習支援などの既存の事業におきまして、ボランティアの皆様と連携した取組をさらに工夫、充実させてまいります。
　また、子どもたちが安心して集い、共通の興味でつながれる新たな居場所の構築につきましては、運営体制や継続性の確保などの課題があることから、その在り方について慎重に見極めてまいりたいと考えております。
○２番（石田　強）　御答弁ありがとうございます。
　不登校支援において大切なのは、子どもたちを孤立にさせず、一人一人に合った学びの場や居場所を確保することだと考えます。学校、家庭、地域、フリースクールなどが連携しながら、子どもたちを支える環境づくりを引き続きお願いしたいと思います。不登校支援は、子どもたちの将来に関わる重要な課題であり、今後も注視してまいります。
　これでこの項を終わり、次の質問に移りたいと思います。
　次に、環境行政について質問いたします。
　環境行政は市民生活に直結する重要な課題です。また、別府市は国際観光温泉文化都市として、市民が暮らしやすく、観光客にもきれいなまちと感じていただける環境づくりが求められます。
　そこでまず、ごみ収集に関する課題についてお伺いいたします。高齢の方から、ごみ収集場まで重いごみ袋を持っていくのは大変だという声をお聞きします。そこで、自分でごみ出しをすることが難しくなった高齢者の方に対して、市ではどのような支援がありますか、お聞かせください。
○生活環境課参事（和田万里子）　お答えいたします。
　本市では、ごみ出しが困難な高齢者世帯等を対象に、御自宅を訪問してごみを収集する福祉収集を行っています。主な対象者が要介護認定を受けている高齢者や障害者手帳の交付を受けている方で、同居の御家族も含め、ごみ出しが困難な状況であることを条件としています。
　また、収集で訪問した際は、安否確認を兼ねた声かけを御利用者の希望に応じて行っています。
○２番（石田　強）　ありがとうございます。福祉収集は見守り支援も兼ねた、大変意義のある取組だと感じています。
　一方で、地域の清掃活動で集めた草や落ち葉の処分を負担に感じる声もあります。そこで、公共の場所を清掃して集めたごみについては、市の指定袋ではなく、市販の透明なご

み袋でも収集できるようにしてはどうかと思います。市の見解をお聞かせください。
○生活環境課参事（和田万里子）　お答えいたします。
　自治会が行う町内清掃や学生などが団体で清掃活動を行い、集めたごみは指定袋以外のごみ袋でも収集を行っております。地域の環境美化を目的としたボランティア清掃の場合に限り、このような対応をしております。
○２番（石田　強）　自治会や学生団体による清掃活動については、指定ごみ袋以外でも収集していただけることが分かりました。今後も制度の周知などをお願いしたいと思います。
　しかし、やはり自治会などの地域の清掃は２か月に一度と少なく、限界があると思います。少しずつ地域の活動、小さな活動についても収集をしていただければと思いますのでお願いいたします。
　一方で、近年はリチウムイオン電池による火災事故が全国的な課題となっており、市民の皆様からも、処分方法についての問合せを耳にします。そこで次に、家庭で不要になったリチウムイオン電池の回収方法についてお伺いいたします。家庭で不要になったリチウムイオン電池を廃棄する場合、別府市ではどのような方法がありますか、お聞かせください。
○生活環境課参事（和田万里子）　お答えいたします。
　御家庭で不要になったリチウムイオン電池を廃棄する方法は３通りあります。１つ目は、回収場所である市役所３階生活環境課窓口やリサイクル情報センターへ持ち込む方法です。２つ目は、不燃物収集日にリチウムイオン電池のみを指定袋に入れ、リチウムと書いた紙をごみ袋に貼って出す方法です。３つ目は、ＪＢＲＣ協力店である市内の電気店へ持ち込む方法ですが、電気店へは膨張や変形した電池及びＪＢＲＣ会員企業以外の電池は持込みできません。
　いずれの方法も、リチウムイオン電池の端子部分に絶縁テープを貼るなど、絶縁処理をして廃棄するようお願いしております。
○２番（石田　強）　御答弁ありがとうございます。リチウムイオン電池には複数の回収方法があることが分かりました。火災防止のためにも、引き続き市民への周知をお願いしたいと思います。
　一方で、ごみ収集所では、カラスの被害に悩む声を多く聞かれます。景観や衛生面の影響にも大きいことから、対策が重要な課題です。そこで次に、ごみ回収におけるカラス対策について、市の取組についてお聞かせください。
○生活環境課長（堀　英樹）　お答えいたします。
　現在本市では、「美しいまちづくり奨励事業補助金制度」を設けております。この補助金制度を活用していただくことによりまして、効果的にカラスにごみを荒らされることがなくなるものと考えております。ただし、この補助金制度は、複数世帯での使用のみが補助対象となり、特にカラス対策用のボックス型ごみネットの購入に対しましては、全額補助できる仕組みとなっております。
　また、この補助金制度は、各自治会からの申請手続となりますので、まずは各自治会のほうに御相談いただきたいと考えております。
○２番（石田　強）　御答弁ありがとうございます。カラス対策として、ボックス型ごみネットへの全額補助制度があることが分かりました。今後も制度の周知をお願いしたいと思います。
　カラスの知能は、４歳児と同程度だと聞きました。ネットでは限界がある、子育て世帯には御近所付き合いがないなど、課題が多くあります。そこで、公民館や公園などに回収ボックスを置いてほしいという声もありますので、ぜひとも御検討をお願いいたします。
　一方で、ごみの軽量・減量化や資源循環を進めるために、リユースの推進も重要です。

全国では、ジモティースポットのような取組が広がっております。ジモティースポットはまだ使えるけど不要になった、不要になった品物を地域のコミュニティー内で気軽に譲り合えるサービスです。

そこで、次にジモティースポットの設置について、市の考えをお聞かせください。

○生活環境課長（堀　英樹）　お答えいたします。

近年では、家庭で不要となった使用可能な品物を無料で持ち込めるジモティースポットだけではなく、リユース市場におきましても、インターネットを活用した個人間取引の拡大や広告等を活用しました訪問型の回収事業者等の参入によりまして、リユース市場は活況を呈しており、リユースの選択肢が次第に増えてきていることも認識をしているところでございます。

地元、ジモティースポットは、リユース品を取り扱う市内のリサイクルショップと重複している部分も多く、そうしたリユース事業者やリユース市場の動向も踏まえますと、現時点ではジモティースポットの設置は未定ではございますが、既存のリユース事業を維持展開しながら、新たな流通システムを模索してまいりたいと考えております。

○２番（石田　強）　御答弁ありがとうございます。

リユース市場の拡大や民間事業者との連携に加え、今後は、スーパーアプリなどを活用したリユースの促進も検討していただきたいと思います。

一方で、ごみの減量化だけではなく、ポイ捨てを防ぎ、美しいまちを維持することも重要です。別府市が国際観光温泉文化都市として発展していくためには、市民や観光客が気持ちよく過ごせる環境づくりが欠かせません。

そこで次に、「別府市地域環境美化条例」についてお伺いします。これはどのような条例なのか、お聞かせください。

○生活環境課参事（和田万里子）　お答えいたします。

「別府市地域環境美化条例」は、本市の環境美化を図り、もって国際観光温泉文化都市としてふさわしい都市環境の形成を図ることを目的とし、空き缶・吸い殻等の散乱防止などの適正な処理に関して必要な事項を定めております。本条例では、市は市民、観光客、土地の所有者、事業者活動を行う方々との御協力を求めながら、環境美化の啓発活動等に努めることとし、別府駅など、本市の玄関口となる地域６か所を散乱防止地域に指定し、これらの地域において、空き缶・吸い殻等をみだりに捨ててはならないとしております。

○２番（石田　強）　ありがとうございます。環境美化条例について理解いたしました。今後は散乱防止地域だけではなく、これは市６か所しかないんですね。これをやっぱり市内全域に広めていただき、環境美化への意識が広がることを期待しております。

一方で、地域からは、雑草で見通しが悪い、歩道が歩きにくいといった声も寄せられています。雑草対策は景観だけではなく、交通安全や歩行者の安全確保も重要です。

そこで次に、本市が管理する道路の草刈りの実施状況と、雑草対策として、道路脇の土砂撤去についてお伺いします。

○都市整備課長（田邉和也）　お答えいたします。

市が管理しております主要な道路の草刈りにつきましては、状況などにより判断し、年に一、二回実施しております。

また、道路脇に堆積しています土砂につきましては、台風前などにパトロールを行い、土砂の撤去を行っております。

○２番（石田　強）　ありがとうございます。主要道路の草刈りや土砂撤去を実施していることは理解しました。

しかし、市役所から消防署の前の道路、翔青高校の前などの道路の路肩には土砂がたまって、そこに草がどんどんどんどん生えています。台風の前だけではなく、定期的に実施を

お願いいたします。市内全域を行政だけで管理することは限界があり、今後、地域の皆様やボランティアの協力が欠かせません。

そこで次に、ボランティアの方々が刈り取った草や落ち葉などの処理方法と、道路里親制度をはじめとした市民参加による環境美化活動の現状についてお聞かせください。

○都市整備課長（田邉和也）　お答えいたします。

地域の方々やボランティアの皆様が、道路清掃や雑草の草刈りなどでしていただいたごみの処理方法ですが、袋などに集めた上で市に御連絡いただき、市のほうで回収して処分を行っております。

また、道路里親制度などのボランティア活動につきましては、現在29団体、490名の方に登録していただき、道路の除草や落ち葉の清掃などに御協力いただいております。

○２番（石田　強）　行政だけでは対応に限界があると思います。市民の手による自発的な清掃活動をさらに促進させるべきだと思います。

そこで提案ですが、現在別府市が進めている別府市版スーパーアプリを活用したポイント給付制度の導入を提案いたします。具体的には、市民が草刈りや清掃を行った際、報酬としてポイントが給付されるシステムです。さらに、このデジタル地域通貨として付与されたポイントをＰａｙＰａｙなどの、に使用できたりすると、強力なインセンティブになり、市民からの要望やクレームが届く前に、迅速な環境美化が実現できると思いますが、市の見解をお聞かせください。

○都市整備課長（田邉和也）　お答えいたします。

スーパーアプリを活用したポイント給付制度の導入につきましては、市民の皆様の自発的な清掃活動を促進する上で一つの方策になると考えています。

今後、関係部局などと協議を行っていきたいと考えております。

○２番（石田　強）　答弁ありがとうございます。市民の皆様による清掃活動を促進する手法の一つとして、スーパーアプリを活用したポイント給付制度について検討していただけるとのことでした。

私は、環境美化は行政だけで対応するには限界があり、市民や地域事業者の皆様と協力しながら進めていくことが重要だと考えています。デジタル地域通貨やスーパーアプリを活用し、市民の活動を後押しすることで、多くの方が環境美化活動に参加するきっかけになることを期待しています。

環境行政については、ごみ収集、高齢者支援、リチウムイオン電池の適正処理、カラス対策、リユースの推進、環境美化、道路の草刈りなど、市民生活に密接に関わる重要な課題です。今後も、市民が暮らしやすく、観光客に喜ばれ、観光客にも選ばれる美しいまちづくりをお願いし、この項を終わります。

次に、水道行政について質問していきます。

水道や下水道は、市民生活を支える重要なインフラです。能登半島地震や埼玉県の八潮市での道路陥没事故を受け、市民の皆様からも上下水道の安全性を心配する声をお聞きしています。将来にわたり、安全・安心なサービスを維持するためには、老朽化の状況を正確に把握し、適切な維持管理を行うことが重要です。

そこでまず、本市における水道管及び下水道管の老朽化の状況についてお聞かせください。

○上下水道局次長兼水道整備課長（足立泰徳）　お答えいたします。

水道事業は、大正６年、全国で33番目と比較的に早い時期に給水を開始し、創業、創設当初からの水道管も現在運用されています。また、下水道事業は、戦後、米軍が駐留して使用していた下水道管を昭和26年に譲り受け、翌年に事業を着手しております。

令和６年度末においての水道管の総延長は約560キロメートルで、そのうち法定耐用年

数の 40 年を超えた水道管は約 279 キロメートル、率にいたしまして 49.8％となります。

また、下水道管の総延長は約 238 キロメートルで、法定耐用年数の 50 年を超えた下水道管は約 41 キロメートルとなっております、なっており、率といたしまして 17.2％となります。

○２番（石田　強）　御答弁ありがとうございます。水道管の約半数、下水道管の約 17％が法定耐用年数を超えていることが分かりました。老朽化対策の重要性を改めて感じています。

昨年の１月に、埼玉県八潮市で発生した下水道陥没事故では、１名の尊い命が失われ、一時は約 120 万人に下水道の使用自粛が求められるなど、社会的な大きな影響が発生しました。自分の周りでも別府でもあのような陥没事故が起きないのかなど、不安の声が寄せられています。

また、自分は能登半島地震のボランティアを珠洲市で行ったときに、水道・下水道が使用できずに衛生状況が悪化してる避難所も見てきました。そのような状況にならないためにも、水道管・下水道管の維持管理は非常に重要だと考えます。別府市では水道管、下水道管の現状調査はどのような方法で行っているのか、お聞かせください。

○上下水道局次長兼水道整備課長（足立泰徳）　お答えいたします。

下水道管の調査としては、管の重要度、経過年数、設置環境などを基に点検・調査計画を作成し､その計画に基づいて､テレビカメラ調査等により､管内の状況を確認しています。

また､八潮市の陥没事故は､直径 4.75 メートルの下水道管の腐食が原因とされています。別府市での下水道管の最大直径は 1.8 メートルであり、八潮市のような大規模な陥没は発生しないと考えております。

水道管の調査としては、１年に１回、全ての水道管について漏水時に発生する音を聞き取りながら調査を行う漏水調査を実施しております。また、橋に沿わせて設置した水管橋や水圧を調節する減圧弁などは、目視による調査や作動確認を行っており、これらの調査結果を基に、修繕・改築等の工事を実施しております。

今後も、上下水道とも適切な維持管理を行ってまいります

○２番（石田　強）　御答弁ありがとうございます。下水道のテレビカメラ調査や水道の漏水調査など、計画的な点検が行われていることを理解しました。

一方で、水道管の約半数が法定耐用年数を超えていると聞くと、市民の皆様の中にはもう使えないのではないかと不安に感じている方もいると思います。

そこで次に、法定耐用年数を超過した水道管及び下水道管は実際に使用できるのか、お聞かせください。

○上下水道局次長兼水道整備課長（足立泰徳）　お答えいたします。

水道管については、実質的に法定耐用年数の 40 年を超えても、ダクタイル製、ポリエチレン製、鋳鉄製などの管の種類や設置場所及び状況によって、実用に耐え得る水道管として運用しております。

下水道管についても、流れる汚水の水質により、管の損傷具合は大きく変わってきます。法定耐用年数の 50 年を超えても、テレビカメラ調査等により安全が確認されれば、実用に耐え得る下水道管として運用しております。

○２番（石田　強）　ありがとうございます。法定耐用年数を超えた管路についても、調査によって安全性を確認しながら運用していることを理解しました。

一方で、安全な上下水道を維持するためには、継続的な点検や調査が必要であり、多くの費用もかかります。市民負担を抑えながら維持管理を進めるためには、国の財政支援を活用することも重要です。

そこで次に、水道管及び下水道管の調査に対する国の補助制度についてお聞かせくださ

い。
○上下水道局次長兼水道整備課長（足立泰徳）　お答えいたします。
　国からの補助金につきましては、水道管では、令和５年度に県や県内自治体と広域連携事業として実施した、人工衛星を利用して得たデータをＡＩ解析、漏水の可能性のある範囲を絞り、詳細に調査する事業の費用に活用しております。
　また、下水道管では、テレビカメラ調査等の費用に補助金を活用しております。
○２番（石田　強）　ありがとうございます。国の補助制度を活用しながら、ＡＩや人工衛星などの先進技術を取り入れた調査を行っていることを理解しました。
　一方で、老朽化対策や施設更新には多額の財源が必要であり、そのため、令和７年４月に水道料金の改定が行われました。
　そこで次に、料金改定後に水の使用量への影響があったのか、お伺いします。
○上下水道局総務課長（田原誠士）　お答えいたします。
　令和７年度の使用水量は、前年度と比較してもほぼ差がなかったこと、また、お客様から水道料金や使用水量についての問合せもほとんどなかったことなどから、料金改定に伴う節水の影響はほぼなかったと考えております。
○２番（石田　強）　料金改定後も使用水量に大きな変化はなく、安定的な財源確保につながっていることも理解しました。
　一方で、今後は人口減少や人材不足、施設の老朽化対策、災害対応など多くの課題があり、市民の皆様からお預かりした水道料金を有効に活用しながら、安全・安心なサービスを維持していくことが重要です。
　そこで最後に、令和７年度の料金改定でほぼ想定どおりの収入が確保できる見込みとのことでしたが、今後の上下水道事業をどのように経営していく予定なのか、お聞かせください。
○上下水道局長（橋本和久）　お答えいたします。
　事業継続していくために重要なものは、ヒト・モノ・カネの３つだと考えております。水道料金を改定することで資金が確保されたとしても、十分な人的資源がなければ事業は経営できませんし、また人的資源があっても、設備や原材料がなければ事業は経営できません。24 時間 365 日、安全・安心な命の水を市民の皆様に供給することを使命とする上下水道局といたしましては、人材の確保と育成を行うのに合わせて、市民の皆様からいただいた水道料金を施設の更新や耐震化に投資することで、持続可能な水道事業を堅実に経営していくことを計画しております。
○２番（石田　強）　御答弁ありがとうございます。持続可能な上下水道事業のためには、人材の確保・育成と、施設の更新、耐震化が重要であることは理解しました。
　今回水道の質問をすることになったのは、たまたま平成 12 年の議事録を見たことに始まります。前回の値上げを実施した、前回ですね、平成８年か９年に値上げしたときは、そのときも老朽化とＡＰＵの建設に多額なお金がかかることから値上げしたと議事録に書いてました。前回は、前回も老朽化が原因で値上げしたということですけども、今回も同じように、値上げは老朽化対策ということをお伺いしました。今回、確実に少しずつでもいいので、老朽化対策をお願いいたしたいと思います。
　水道や下水道は、市民生活を支える重要なライフラインです。市民の皆様が将来にわたり安全・安心に利用できる上下水道事業の運営に努めていただくことをお願いし、この項を終わりたいと思います。
　次に、別府温泉について質問いたします。
　別府市は日本一の源泉数と湧出量を誇る温泉地ですが、これからは温泉があるだけではなく、温泉の価値をさらに高め、市民サービスや観光振興、健康づくりへとつなげていく

ことが重要だと考えます。現在、別府市では、デジタル地域通貨や市民ＩＤの導入、温泉を活用した健康･医療分野の研究、さらには温泉を核としたウェルネスのまちづくりなど、新たな取組が進められています。私はこうした取組を進める上で、ＤＸによる利便性向上と、データ活用が重要な鍵になると考えています。

そこでまず､市営温泉及び共同温泉におけるＤＸの取組状況についてお聞かせください。

○観光・産業部参事兼温泉課長（樋田英彦）　お答えいたします。

温泉課が管理する市営温泉においては、現金による料金の支払いに加え、ＱＲコードなどによるキャッシュレス決済の可能な体制を整えております。また、運営面においては、浴槽の温度を常時監視できるよう、浴槽へ送る温泉の貯湯槽や浴槽内に温度センサーを取り付け、スタッフが定期的にモニターやパソコンで確認できる管理体制を順次進めているところでございます。

共同温泉におきましては、施設の入り口にスマートフォン型の携帯端末を設置し、顔認証で自動でドアが開くシステムの導入により、受付スタッフの無人化への取組など、幾つかの事例があることを承知しております。

○２番（石田　強）　御答弁ありがとうございます。市営温泉では、キャッシュレス決済や温度管理のデジタル化が進められており、ＤＸが着実に進んでいることは理解しました。近年は、現金を持ち歩かない方も増えており、市民や観光客の利便性向上のためにも、キャッシュレス決済の対応は重要だと考えます。

そこで改めて、市営温泉におけるキャッシュレス決済の対応状況についてお聞かせください。

○観光・産業部参事兼温泉課長（樋田英彦）　お答えいたします。

温泉課が管理する市営温泉につきましては、現在全ての市営温泉においてＱＲコードによる決済に対応し、また一部の施設ではクレジットカード決済にも対応しております。

○２番（石田　強）　全ての市営温泉でＱＲコード決済に対応するなど、利便性向上が進んでいくと理解しました。

一方で、ＤＸは決済だけではなく、利用者サービスの向上にも活用できると思います。市営温泉は、時期や時間帯によって混雑することもあり、事前に混雑状況が分かれば、利用者の利便性向上や施設間の利用分散にもつながると思います。

そこで次に、市営温泉の混雑状況をネットやＳＮＳ等で確認できる仕組みの導入について、市のお考えをお聞かせください。

○観光・産業部参事兼温泉課長（樋田英彦）　お答えいたします。

混雑状況の情報発信についてですが、各市営温泉は施設の規模、駐車場の有無、浴槽の大きさ、シャワーの設置状況等々、それぞれ異なっておりますので、情報発信に関する統一した諸条件の整理が必要だとは考えております。今後のサービスの向上の観点から、研究していきたいと思います。

○２番（石田　強）　答弁ありがとうございます。混雑状況の情報発信については、施設ごとに規模や設備が異なるため、整理すべき課題もあるものの、サービス向上の観点から検証していただくことで、前向きな答弁がいただきました。ありがとうございます。

私は、温泉ＤＸの本来の価値は、単にキャッシュレス化や混雑状況の見える化だけではなく、利用データを蓄積し、よいサービスや政策につなげていくことにあると考えています。現在、別府市が進めて、進めようとしているデジタル地域通貨には、市民ＩＤの登録が必要であります。この市民ＩＤ事業を、市営温泉の入浴管理に、入浴管理に活用すれば、市民と市外からの観光客等の識別や、男女別の利用状況といったような詳細なデータを整理、把握することが可能になります。

これにより、将来的には市民と市外利用者との料金設定の区分化、いわゆる二重価格制

度の導入などといった施策の実現にもつながるのではないかと考えています。現実には様々な課題解決が必要ですが、将来的な施策の一つとして考えられるのではないかと思いますが、その点についてお聞かせください。

○観光・産業部参事兼温泉課長（樋田英彦）　お答えします。

今後、別府市が取り組む様々なデジタル技術を活用した施策等を展開していく中で、市営温泉についても市民や観光客などに対する利便性やサービスの向上につながる施策への取組には努めていきたいと考えております。

○２番（石田　強）　答弁ありがとうございます。

市民ＩＤや温泉ＤＸは、利便性向上だけではなく、温泉ウェルネスの基盤づくりにもつながると考えています。現在進められている研究拠点の価値を高めるためには、開設前から健康データや利用データを蓄積し、温泉の健康効果に関するエビデンスを収集することが重要です。また、市営温泉は、そのための貴重なフィールドになる可能性があります。

そこで次に、健康エビデンスの収集について、市営温泉利用者等を活用したデータ収集の可能性を含め、市の考えをお聞かせください。

○市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（和田健二）　お答えいたします。

データの収集に関しては、これまで腸内細菌や民間企業と連携して、肌などを中心に実施してきました。令和８年度は、これまでの研究にプラスして、市内、県内の大学と連携し、食と温泉に関するデータや肌に関するデータを集める計画をしており、効果の見える化を行っていきたいと考えております。

データを得るための被験者の選定等につきましては、研究の対象やデータを得る手法等により選定・抽出が異なるため、研究機関等との協議の中で検討していきたいと考えております。

○２番(石田　強)　答弁ありがとうございます。市内外の大学や研究機関との連携しながら、温泉効果の見える化に取り組まれていることを大変期待しております。

私は温泉ウェルネスを発展させるためには、研究拠点だけではなく、そこで得られたエビデンスや健康データを市全体へ広げていくことが重要だと考えています。いろんなエビデンスが蓄積され、健康データと提供メニューが豊富になれば、将来、高齢者の健康促進や介護の分野をはじめ、様々な業種、関係者を含め、豊富なデータ、エビデンスが必要となり、市内全体に広がるのではないかと期待してます。

そこで、温泉ウェルネスとして市内全体に波及させてほしいと思いますが、その見解をお聞かせください。

○市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（和田健二）　お答えいたします。

研究・実践拠点施設における健康温浴エリアでは、市民を対象に健康増進、健康管理ができる機能を持たせ、ラボエリアで管理しているデータから考察された健康プログラムなどを実施することで、利用者からさらにデータを得る仕組みを想定しております。

また、得られたデータは、ラボエリアにて分析・蓄積され、市全体に共有されることとなっており、医療や介護等の分野にも共有され、健康管理や治療等の参考データとしても活用されることを想定しております。拠点施設のラボエリアが管理するデータは、エビデンスの利活用の裾野が大変広いというふうに考えております。

○２番(石田　強)　御答弁ありがとうございます。研究･実践拠点施設で得られたデータを、医療や介護など様々な分野で活用していく構想を理解しました。

私は温泉ＤＸ、市民ＩＤ、健康エビデンスの収集、温泉ウェルネスの推進は、それぞれが連携しながら、別府の新たな価値をつくる取組だと考えています。別府市が温泉の価値を科学的に見える化し、市民の健康寿命の延伸や介護予防、新たな産業創出につなげ、温泉で健康になれるまち別府として世界に発信していくことを期待しております。

ちょっと時間を余らせましたが、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○副議長（安部一郎）　休憩いたします。

午前 11 時 45 分　休憩

午後 1 時 00 分　再開

（議長交代、議長小野正明、議長席に着く）

○議長（小野正明）　再開いたします。

○ 23 番（野口哲男）　それでは、一般質問を行います。

この教育行政の中で、教育基本法というのは非常に大きな問題でありまして、これまであまり取り上げられてこなかったと思うんですけども、特に議会で、地方議会ではこういう問題はあまり取り上げられてこなかったと、そういう認識を持っておりますけれども、今回、沖縄の辺野古の問題で、修学旅行生が亡くなったというようなことを受けて、この教育基本法がいろいろ議論となっておりますけれども、そういう中でこの教育基本法について、いつどういうふうな状況の中で制定されたのかということについて議論をしたいと思います。

大体、この教育基本法は何年何月頃に制定されたものですか。

○学校教育課長（田中　修）　お答えします。

1947 年（昭和 22 年）の３月に制定されました。

○ 23 番（野口哲男）　もうそのとき頃に生まれた方は、この議場の中では少ないんじゃないですかね。２人ですか。

そういう意味でね、私が今回取り上げたのは、やっぱり日本人としてどういう状況で教育基本法が制定されたのかということについて考えてみる必要があると、そう思ったからこのことを取り上げたわけであります。

その制定時の時代背景と日本の、日本の当時の国情を分析してみると、第二次世界大戦敗戦後に日本を占領統治したＧＨＱ、連合国軍最高司令官総司令部の略称であると、ダグラス・マッカーサー司令官が日本の軍国主義・国家主義につながる様々な制度・教育・思想・武道等を禁止した。その上で非軍事化を図り、日本国憲法の制定、財閥解体等、根本的な改革を行ったと。こういうことをまず申し上げて、このときに教育問題としては、戦前の教育勅語等が全否定されたということになっております。そのときに田中耕太郎さんという文部大臣がいたんですが、この方も一緒になって、憲法とは、教育基本法は別の法律にしたということになっております。

ただ、ここで特筆すべきはやはりＧＨＱの厳しい検閲の下につくられた教育基本法であるということを認識しておく必要があると思います。この憲法も、基本法も、議論があるのは、日本の自前、日本人としての自前の憲法でも、教育基本法でもないということも一部言われております。

こういうことで、教育委員会としては認識はどうでしょうか。いかがでしょうか。

○学校教育課長（田中　修）　お答えいたします。

一般的には議員の認識のとおりでございます。

○ 23 番（野口哲男）　認識が一致したということで、安心しました。

その後、この日本の国情をいろいろ見たときに、諸般の事情もあってこの教育基本法が改正されたのですが、その時期となぜ改正されたのかについて答弁をお願いします。

○学校教育課長（田中　修）　お答えいたします。

少子高齢化、それから情報化、国際化などの社会情勢の変化、それから学力低下、いじめ、不登校といった教育課題に対応するため、2006 年（平成 18 年）の 12 月 22 日に全面改正されました。

主な内容としましては、「人格の完成」に加え、知・徳・体のバランス、公共の精神、伝統・文化の尊重、我が国と郷土を愛する態度、家庭教育、生涯学習の理念、道徳教育、国と地方自治体の役割等が明記されました。

○23番（野口哲男）　今ね、答弁がありましたように、この改正についての一つ一つの項目について本当は検証したいんですよ。しかしこれを全部やると、今日の一般質問１時間で終わらないようなことになりますので、皆様方に御理解いただいて、広範多岐にわたるものになると思いますので、具体的な質問については、愛国心とか公共の精神、道徳教育、家庭教育の重要性、伝統文化の尊重等々の質問を私は今回行いたいと思っておりましたけれども、到底１時間では終わらないので、別府市議会基本条例第４章、議会と行政の関係にあります第９条第４項にある、文書質問を休会中となりますけれども、行いたいと、そういうふうに思っておりますので、今日は大綱的な質問だけにさせていただきたいということで御理解いただきたいと思います。

それでは、この改正が行われた結果、どのように。

○議長（小野正明）　野口議員に申し上げます。

文書質問は、別府市議会基本条例に基づく反問、反論及び文書質問に関する要綱により、閉会中において緊急性が求められるものとなっております。原則、質疑は本会議中となりますので、御理解をお願いします。

○23番（野口哲男）　分かっております、そのことについては。そういう反論、反問があると思いますので、その点について文書質問とするということでございますので、議長の理解をお願いしたいと思います。

この教育基本法が、改正が行われた結果どうなったのかという、本来の目的が達成されたかどうか、この検証をしてみますと、現在の安全神話の崩壊と言わざるを得ない社会情勢を鑑みるに、戦後80年にもなるのに右か左か不毛な歴史論争を続けていることは、日本人が歴史を失っていると考えると。歴史を失ったためか、自国への誇りと自信を抱くことはない。この誇りと自信こそが、現代日本の直面する諸問題や混乱を解決する唯一の鍵である。これは有識者の言葉ですが、ここであえて取り上げさせていただきました。

日本の社会情勢を勘案するに、深刻なのはモラルの低下で、親殺し・子殺し、連日の殺人事件、誰でもいいから殺したかった等の無差別殺人、最近でも16歳のトクリュウに利用された強盗殺人事件、このトクリュウというのは匿名・流動型犯罪グループですね、無抵抗であったであろう69歳の女性を20か所以上のおのや刺し傷で殺害したと。飼い犬までも殺した、こういう事件が起きてるわけですね。また北海道江別市の集団暴行殺人事件では、無期懲役の求刑があったこの女性は、実は大学で教育課程に在籍していたと。こういう女性が先生になったらどういう教育をするんでしょうかね、私はやっぱり心配になりますよね、今の現状を見たときにね。

また、オレオレ詐欺から進化した偽警察官詐欺、ロマンス詐欺、投資詐欺等での被害額は年間3,250億円、別府市の年間予算よりも多くの被害が出ていると。こういう状況をしっかり捕まえながら、捉えながら、大分県でも約８億円の被害額が出ているということでありますので、このような報道を見る中で、ちょっと気になるテレビ報道があったのですが、ある若者がテレビのインタビューに、第二次世界大戦でアメリカと戦争した事実は知らない、という報道があったんですね。別府市での近現代史の教育はどのようになっているか、そういうことを踏まえて答弁をいただきたいと思います。

○学校教育課長（田中　修）　お答えします。

小学校６年生では、明治の国づくりと世界への歩み、それから長く続いた戦争と当時の人々の暮らし、そして戦後の復興から現在の課題に至るまでを、人物の働きや生活の変化を中心に据えて、その概要を理解する学習を行っております。

それから中学校におきましては、２年生で欧米、アジアの動きを踏まえた日本の開国や近代国家への歩みについて学んでおります。３年生で２度の世界大戦の背景と影響、国内外の社会問題、そして現代の日本と世界について考察を深め、その後の公民分野の学習へとつなげております。

このように、小学校で歴史の大きな流れや暮らしの変化を捉え、中学校では国際関係、背景にある原因を深く考えるという、段階的な近現代史教育を推進しているところでございます。

○23番（野口哲男）　別府ではしっかりこういう教育がなされているということについて、私は安心しましたけどね。さらに、こういう教育をしっかりやっていただきたいというふうに思っております。

それから、この情勢の中で分析いろいろするんですけれども、私は改めてね、皆さんと情報の共有と認識を、情報の共有化と認識を図ってみたいと思うんであります。江戸から明治の社会情勢と教育についての検証分析をしてみますと、江戸時代、江戸の人口は100万人を超えたんですが、与力・同心・目明し等の警察官僚は数百人程度で治安が保たれていたという事実。家に鍵等はなく、障子一枚で安全が保たれる。鍵は大店の土蔵にあったぐらいで、庶民が手にすることはなかったと言われている。このような安全・安心・平和な時代であったのであります。映画で見る火つけ盗賊型の物語は、大抵はフィクションであると言われておりますけども。

そこでね、日本人が営々と築き上げてきた日本文明と、江戸時代とその後の明治時代以降の近代史等を振り返ってみますと、世界７大文明の誇れる日本文明ということで、これ米国ハーバード大学のサミュエル・ハンティントン教授が、世界文明を中華文明・ヒンドゥー文明・イスラム文明・日本文明・西欧文明・ラテンアメリカ文明・東方正教会文明の７つに分析した。学者によっては21個とか18とか16とかいろいろありますけれども、当然誰もが小国の日本を中華文明に組み入れようとした。しかし、どの学者も日本文明だけは独立したものと位置づける。日本文明以外は多くの国にまたがるのに、日本文明は日本だけのものであると。１万年も前に、縄文時代からあった在来の文明に西暦２世紀頃から中華文明が混じり、16世紀中頃からは西欧文明の影響を受けたものの、日本ということで、独自の発達を遂げた文明であると。明瞭に中華文明に含まれる朝鮮半島等とは異なり、日本文明と中華文明は大きく異なっていると。７大文明の選択は、高度に発達した文明だけを対象としたものであり、日本人は古来、新しい進んだ文明に触れると、繊細で知的な、知的な民族と言われていますね。まあ私は知的ではありませんけど、あんまり。すぐに自分たちのものと比べ、劣等感をばねにそれを見倣い、取り入れ、漢字も仏教も西洋の技術もそれら新文明に必ず日本特有の色を加え、既に知る自分たちの文明と融合させ、独自のものにつくり、そして変えていく。そうやって進化と洗練を繰り返してきた結果が、日本文明であると言われております。

だから、漢字から万葉仮名が生まれて片仮名が生まれて、そして平仮名を発明した。また漢文の訓読等の大奇手、大奇手というのは大きな奇抜な手段でありますけれども、漢文を日本に取り込んだ。そして、仏教も飛鳥時代に伝来し、古来よりある神道との調和を目指した神仏習合と融合が図られ、これまで他国では宗教の間で深刻な争いが起きた、イスラム教徒とかいろんなキリスト教との争いとかいろんなものが起きましたけれども、他国ではそういうことが起きたけども、聖徳太子の「和を以て貴しと為す」ということがそのまま実行されたと言われております。明治維新に廃仏毀釈という野蛮なことも一時行われたが、民族精神である和、和ですね、日本人は和ということが大事だと思いますが、和によって収まったと。だから、遣唐使が終了した平安末期から鎌倉時代には法然・親鸞・日蓮、この大天才が出現した。そして、日本独自の仏教が創出された。

そのような背景の中で、これ外国人の話なんですが、成熟した江戸末期から明治初期にかけ、日本人の特性について次のような外国人の記述があると。私も調べてみたら、いいこと書いてあるなと思ったんですけども、幕末から明治にかけて来日した欧米人の見聞録では、日本人は他のアジア人となぜこうも違うのかと驚愕していたと。日米修好通商条約締結のため来日したタウンゼント・ハリスと、ハリスの通訳兼秘書として活躍したヒュースケン、この国の人々の質朴な習俗とともに、その飾り気のなさを私は賛美する。この国土の豊かさを見、至るところに満ちている子どもたちの楽しい笑い声を聞き、そしてどこにも悲惨なものを見いだすことができなかった私は、おお神よ、この幸福な状況が今終わろうとしており、西洋の人々が彼らに重大な悪徳を持ち込もうとしているように思えてならない。こういう、当時の日本人は平和な日本ですばらしい日本人であったということですね。彼は残念ながら、この５年後に尊王攘夷派の浪士に襲われて誅された、殺されたわけですね。

屈指の日本研究者となったイギリス人のバジル・チェンバレンは、この国のあらゆる社会階級は社会的に比較的平等であると。金持ちは高ぶらず、貧乏人は卑下しない。本物の平等精神、我々は皆同じ人間だという、心底から信じる心が社会の隅々まで浸透しているのであるという。このとき、一応表向きには身分制度がありました、日本には。ところが、庶民の教養の高さ等で一定の平等が保たれていた事実があるのであります。インドのデカン大学の学長経験者のイギリスの詩人エドウィン・アーノルドは、地上で天国あるいは極楽に最も近づいている国だ。その景色は妖精のように優美で、その美術は絶妙であり、その神のように優しい性質はさらに美しく、その魅力的な態度、その礼儀正しさは謙虚ではあるが卑屈に堕することはなく、精巧であるが飾ることもないと。これこそ日本を、人生を生き甲斐あらしめる、ほとんど全てのことにおいて、あらゆる他国より一段と高い位置に置くものである。こういう明治維新に外国人が日本人を褒めたたえて、相当なやっぱり外国に比べて日本人は優秀であったんだなという思いがいっぱいであります。

日本には、礼節によって生活を楽しいものにするという普遍的な社会契約が存在するであった、恥を知る国民であるとも言われております。このように、幕末から明治にかけての当時の日本人の教養の高さと思想信条は、武士は藩校において四書五経に通じ、庶民は寺子屋においてやはり教養として、論語やそろばん、社会規範等を収め、また当時識字率も世界一となったのであります。山ばかりで資源のない極東の小さな島国でありながら、古くより偉大な文学や芸術を大量に生み、明治以降には驚異の成長を成し遂げ、ついには五大列強の一つにまで発展させた、優秀で覇気に富んだ日本民族をいま一度振り返ってみる、そういうふうに振り返ってみました。このことについては、皆さんと認識を新たに一緒にしたいというふうに思います。

我が国が直面するこの今の危機的症状は、局所的なものではなくて全身症状であり、体質の劣化によるものと言われております。私があるセミナーで得た情報でありますが、この時代、秀でた国であったという日本の状況をいま一度、我々がしっかり翻ってみる必要があると私は強く思っております。

この四書とは、論語・大学・中庸・孟子、五経とは易経・書経・詩経・礼記・春秋と言いますが、これは説明が長くなるので、詳細はＡＩ等で調べてください。その史実を踏まえて、これから私がお話しする学校教育現場の現況は、あまり細部にわたって立ち入ることは我々はできませんけれども、全部全て把握できない中で、これからの話は出版物と私がセミナー等で得た情報で、実際に改革を実施した事例であります。ちょっと長くまたなりますが、聞いてください。

東大卒、リクルート入社、海外生活の経験から、民間人校長として採用された方の証言。これ、非常に面白い本でした。学校がウソくさいという出版物の中で、自調自考、すなわ

ち自分で調べて自分で考えるができずに、将来の夢や希望を持てないという子どもが多いという調査結果。理想と現実のギャップに嘆き、自暴自棄になっている若者。景気を見ると、雇用は不安定で、労働生産性は低く、経済的格差が広がっていると。このような状況を招いていることの一因に、学校教育の根本的な問題がある。別府市の教育委員会はこういうことはないとは思いますけれども、学校は人が社会の中でよりよく生きていけるようにするという本来の目的を見失っている。学校での教育活動と実社会の乖離が起きていると、こういうことを言われております。一言で表せば、手段が目的化している。学習指導要領は大綱的基準にすぎず、多くの教員は絶対的基準と考えがちで、その実その要領を読み込んでいるわけではなく、教科書に従って授業をしている教員が大半と。つまり必要な力をつけるための手段であるはずの学習指導要領、教科書が目的となり消化してこなす対象となってしまったと。実際、学校教育は多くの法令等で規定され配置することができない部分がある。しかし、大半の部分は法令よりも慣例によって動いているだけ。これは先生方に後で聞きます。校長の覚悟を持って自らの学校が置かれる立場で、何が必要か真剣に考えることができれば、幾らでも工夫できる。これ抜粋ですけれどもね。

もう一人の先生は、これ早稲田大学のセミナーでの聞いた話ですけど、３年間で荒れた学校を建て直した教師で、「学校の当たり前をやめた」の表題で講演されましたけれども、新入学の１年生と、窓ガラスの割られた教室、土足でガムの吐き捨て、授業時間の勝手な外出等々、机・椅子の破壊等、荒れた学校を徹底して清掃美化に取り組んで、精神的にも３年間で見事に立て直した教師、東京の番町小学校、麹町小学校、中学校、日比谷高校、東大コースと言われるこの名門中学校で、本人は自分自身の教師としての習慣や考え方を削ぎ取る作業であったと述懐しております。

だから、これまで自分が育てられてきた教師というものを、全て削ぎ取ってしまいながら取組を行ったということで、まず１番目は、服装・頭髪指導は行わない。それから、宿題を出さない。それから、中間・期末テストは全廃したと。ほんで固定担任制を廃止したと。以上、目的と手段を取り違えない、上位目標を忘れない、自立のための教育を体制にするとして、目的と手段、学校は何のためにあるのか。今、日本の学校で行われている教育活動の多くは、学校が担うべき本来の目的を見失っている。その事実に多くの教育関係者が気づいていない。これは別府市教育委員会がどうなっているかというのを聞かなきゃですが、学校は何のためにあるのか。社会の中でよりよく生きていくようにすること、自ら考え、自ら判断し、自ら決定し、自ら行動する資質、すなわち自立する力を身につけさせる必要がある。教育の原点に立ち返る。学校をリデザインする。今の学校は自立を育むことと真逆のことをしている、手取り足取り丁寧に教え、壁に当たればすぐに手を差し伸べる。けんかや対立が起きれば、担任が仲裁に入り仲直りするまで仲介する。このように手厚く育てられた子どもは、自ら考え判断・決定・行動できず、自立できないまま大人になる。大人になってからも、何か壁にぶつかれば、会社が悪い、社会が悪い、国が悪いと誰かのせいにする。これは私もそういう思いがありますよね。

○議長（小野正明）　野口議員に申し上げます。野口議員に申し上げます。野口議員に申し上げます。

一般質問は、市の施策の方針等について報告及び意見を求める場となっております。

○ 23 番（野口哲男）　分かっております。

○議長（小野正明）　市の施策の方針等を問うようにお願いいたします。

○ 23 番（野口哲男）　そういうことでね、聞いてもらいたいんですよ、これはぜひ。一問一答というのは分かっとるんですよ。分かってるけども、このことを言わなければ私の質問にならないわけですから、その辺は議長、理解してください。

○議長（小野正明）　質疑を継続してください。

○23番（野口哲男）　いいですか。そういうことでね、日本の小学校、こういうふうに小学校、中学校が、もう問題点がいろいろ指摘されておりますけれども、教育現場で、現場等で、厳しい現実と向き合ってきた方々の提言でありますけれども、このことを踏まえ、別府市の教育委員会としてこのような事例から現状を分析し、人口減少社会の厳しいこの現実をどのように乗り越えていける、児童生徒から社会人としてモラルをわきまえた立派な日本人を育てていこうとしているのか、その取組を聞きたい。

○学校教育課長（田中　修）　お答えします。

別府市教育大綱では、「自分らしく、あらゆる社会的変化に理性的に柔軟に対応し、未来に生きる人」、それから「国籍や障がいの有無にかかわらず、他者や多様性を理解、尊重し、互いに支え合う人」、そして、「ふるさと別府のよさを学び、守り、未来の別府の創り手となる人」、この３つを目指す人間像として掲げております。

ですから、この理念の実現に向けて、学校現場では特に「思考・判断・表現」することを大切にしながら、児童生徒が受身ではなく、自ら学び、考え、他者と協働して答えにたどり着く、そういった探究的な学びを充実させていきたいと考えております。

○23番（野口哲男）　今の答弁にありましたようにね。やはりどういう子どもを育てるか、社会人として社会に出たときに、十分に対応できる子どもを育てていく。大人になる、なるためにする、育てていくと、これが一番重要じゃないでしょうかね。だから日本の急激な人口減少を見たときに、昨年は67万人ほどが減少したわけでございますけども、これは2040年に予想された人口減少になったわけで、安全神話も経済的にも深刻な国情、これからどのように改革していくかという視点で考えるときに、参考までに僭越ですが、北欧の小国でありながら幸福度も１人当たりＧＤＰも世界で１から３位という、フィンランドの教育とデンマークの教育を見てみたいと思います。

デンマークがなぜ経済力も幸福度も高いのか。レゴはデンマーク発であり、学校でも教材として活用されている。レゴってのは皆さん御存じのとおりですけども、この生きた教育がアップデートされていること、一生楽しく学び、せっかくの人生を丸ごと目いっぱい楽しむこと、世話好きなデンマーク人は永遠の５歳児と言われる。昨日、25番議員の幼児教育でも取り上げられましたけれども、まず森の中の幼稚園ということで、泥んこになることもいとわず遊ばせる、そしてけんかをしても止めない、当事者で解決させる。一つは、自分で考え解決する力を養う、見守る教育であると言われます。探究型、プロジェクト学習、バランス教育の徹底。ホームスクーリングとオンラインスクールの世界であると。偏差値も学校ランキングも無縁の高等教育を実施していると。給付型奨学金、希望進路がかなえられることと、今までは、今日では、日本のは奨学金の返済問題が金利の上昇等で大きな問題になっておりますけれども、そういう中で、デンマークの人たちは競争ではなく共創、つまり争いではなくて共に創っていく教育をしている。落ちこぼれ、不登校を生まない教育環境である。充実した職業実習やインターンシップ、ゲームやＳＮＳにはまり過ぎない仕掛け。今、新聞にも出ておりましたけども、オーストラリアは先行して、イギリスも16歳以下はＳＮＳを禁止しましたけれども、そういう仕掛けをつくっていると。社会に、世界に出たときに生きる教育の徹底をしている。

これが私はね、どういう仕組みかというのはもう少し勉強したかったんですけども、１年が11か月として、１か月はバケーションで働かない時期を設けていると。若者の大部分は自分の生活や学校教育に満足しており、友人との信頼関係も良好で、学校での勉強にプレッシャーを感じていない。ほとんどの子どもたちは自分の能力に自信を持ち、いじめ、いじめも感じていない。こういう教育っていじめというのがやっぱり日本でもＳＮＳのいじめとか、先般のこの一般質問でも取り上げられましたけど、こういう問題をどのように解決していくのかというようなことについて、デンマークが取り組んでいることには

関心を持って見ていきたいと。14歳になれば自分の進む道を能力や希望によって大学に進学するか、専門的知識を求め、技術的な人生を選ぶかを決定する。そのための教育をしっかり修了することとしている。これは全て日本に取り入れられるかどうかというのは難しい問題がありますけれども、参考になるということで取り上げてみました。

フィンランドは、スウェーデンに600年、ロシアに100年という、わたって占領統治された国なんですけども、大国に挟まれた苛酷な歴史があるんですが、独立を勝ち取って、独自の福祉国家と、今独自の、福祉国家というのは世界でフィンランドは有名ですけれども、高度な教育制度を確立している国で、子ども・若者が参加した公開討論や対話を重視する参加型民主主義を説いていると。特に、日本の道徳教育に当たる人生観の知識の中、宗教は正規の科目で、憲法と基本教育法に基づくもので、宗教の自由とは宗教を信じない自由、権利を強制されない権利もある。基本は私とは誰か、よい人生とは何か、社会はどうあればよいのか、私たちは何を知ることができるか、目指すものは幅広い。こういうソーシャルスタディーズなど、他の科目の内容と整合性のある教育庁の教育方針が一貫しておって、宗教問題に対する質の高さは感心するしかない。最も感心するのは教育が知的なこと、翻って日本の道徳教育や主権者教育を見ると、その不備や弊害の大きさが目立つと言われております。こういう問題については、また改めて質問させていただきたいというふうに思っております。

日本は批判的な思考や対話の重要性を教えておりません。また、子どもの権利を認めていない。文部科学省が世界の潮流と乖離した日本の教育を、令和の日本型学校教育と呼んでいることも、もっと問題にしていいのではないかという、この方の意見の重要性をしっかり検討することが必要があると思います。

そこで、もうフィンランドで、今世界でトレンドになっているという、ＳＩＳＵという言葉があります。これは、困難や逆境に直面したときに、また戦争でもスポーツでも決して諦めず、勇気と忍耐力を持って最後までやり抜く不屈の精神や強い意志を意味する。日本語の根性や気合い似ているとも言われますが、しかし単なる我慢や自己抑制ではなく、自分を信じて前向きに行動する力を指す。

以上、参考になればと思い披露しましたが、このことを私がなぜ取り上げたかというと、今年発表をされ、案が発表されておりますけど、10年ぶりに学習指導要領が改正されると聞いております。中身を見てみますと、前文で、新学習要領の考え方として、１主体的・対話的で深い学びの実装、２多様性の包摂、多様な個性や特性、背景を有する子どもが多くなっている実態に向き合うとともに、こうした多様性を個人及び社会に、社会の力に変える観点から、一人一人の意欲が高まる可能性が輝く教育の実現を目指す。裁量的な時間をはじめとする調整時間数制度の創設を行う。３として、実現可能性の確保。１と２の方向性の両立を支え、実現可能とする観点であり、教育課程以外の勤務環境整備とも相まって、審議全体に通過させるべき第三の方向性である。

この全文を読んだときに、にわかに私は理解ができませんでしたけれども、前文等で現状はある程度伝わりますが、このような学校現場での改革や教育先進国というより、北欧の国の教育を検証する中で、別府市の教育の現状がまさに手段と目的がしっかり担保されて、将来的なこの国を世界一の幸福な国、また福祉、ＧＤＰも世界一にの国になるような日本を育てる教育に取り組んでいくとなっているか。そして、地方自治体と教育委員会は責任を持って、次世代の日本人を育てることになっているか。このことについて、以上ちょっとばらばらと話をしましたけど、市長と教育長の意見を聞きたいと思います。

○教育長（寺岡悌二）　お答えいたします。

学習指導要領は10年に１回改訂されます。今回改訂されます学習、新学習指導要領は、10年後を見据えた内容になっております。その内容を見ますと、これから変化の本当激

しい社会の中で子どもたちが生き抜いていくためには、主体性、あるいは協働性、そういうような力を養うためには、開かれた持続可能な教育課程の構築、あるいは子どもたちの主体性、あるいは自立性、そういう協働性、そういう力が求められて、内容が記載されていると思います。

先ほど東京の麹町中学校、あるいはフィンランド、デンマークの実践例も本当に参考になると思います。別府市では現在すばらしい先人が残していただきました伝統・文化・産業、観光産業等を学ぶ「別府学」をはじめ、教科書を通じながら、子どもたちが自ら課題を引き出し、探し、そして自分で考え判断して、責任持って行動すると、そういう力がこれから絶対必要だろうと思ってます。

それで、ぜひ別府市の子どもたちにとりましてはこれから変化の、本当に多様性のある社会に今から立ち向かっていくわけでございますので、ぜひ自分が主体的に前向きに力強く生きていってほしいと、そういう教育を市長部局と市長と連携しながら、責任を持って、夢を持って子どもたちの教育に当たりたいと考えているところでございます

○市長（長野恭紘）　お答えいたします。

30 年度に学習指導要領が改訂されるということで、学習指導要領がいかに改訂されるかというのはその時代の要請に沿った様々なやり方といいますか、学校現場での在り方というのが書かれているんだろうというふうに私も読み込んで思っておりますけれども、大事なことは、時代であるとか、あと住んでいる場所であるとか、そういったことにかかわらず、子どもたちが最終的にはよりよい人生を生きるためにしっかりと自分たちの足で立って生きていくと、自立をしていくということがやはり教育の、私は最終目的であろうというふうに思っておりますので、しかもよりよい人生を歩んでいくと、そういうことだというふうに思いますので、先ほど教育長からお話があったように、そのために私どもは「たびスタ」であるとか、「別府学」であるとか、「才能発見プログラム」でありますとか、様々にほかではない取組を、別府市独自で取り組んで、自分自身でしっかりと物事を考えて実行し、よりよい人生を勝ち取るために自立した大人になれるために、そういう子どもたち、教育大綱の中ではそれを竹のようにしなやかなというような表現で、表現をしているところでありますけれども、そういうことを目的にして、手段と目的を違えないようにこれからも教育、教育委員会と共同歩調を取りながら、あるいは総合教育会議の中でもしっかり議題に上げて、時代にかかわらずどういう子どもたちに育っていってもらいたいかということを議論していきたいというふうに思います。

○ 23 番（野口哲男）　今、教育長、市長の答弁を聞きまして安心をしました。

やはり我々が責任を持って、私もあと何年生きるか分かりませんけどね、こういう社会の中でどういうふうに日本人として育てていくのかと、しっかりした日本人を育てていくのか、これは責任を持って我々が取り組まなければならない大きな命題であると思いますので、今後ともぜひ一つ行政も教育委員会もそのことについてしっかり取り組んで日本人を育てていきたいと、いただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

それでは最後に、人口減少社会への対応についてということでお話をさせていただきます。

犯罪列島と災害列島への対応についてということでございますが、この犯罪列島という言葉は、あるマスコミが今や犯罪が連日のごとく多発する日本列島ということを受けて、短絡し犯罪列島という造語があったので、それを取り上げてみました。

以上でありますが、我が国の人口減少は相当早く進行していると、地方自治体にとっては大変な時代となっております。災害列島と言われるこの国で、地震、特に別府は地震ですね、地震・雷・火事・おやじでありますけども、津波・台風・火山の噴火等々に瞬時の油断も許されない対応が求められる状況であります。

一方、上下水道・道路・橋脚の経年劣化、長寿命化対策等、また公共施設マネジメント問題等々、これからの財政支出は大変なこととなると予想されます。そういう問題が山積しておりまして、結局ね、先ほども犯罪の抑止について質問がありましたけれども、そういう根本的な抑止も地方自治体が主体とならざるを得ない現状であります。このような危機をどのように乗り切っていくのか、まさに地方自治体は行政運営の剣が峰に立たされている。首長受難の時代と言わざるを得ないと思います。長野市長はどこから予算を引っ張ってくるか、毎日考えて夜寝れないような時間を送ってるんじゃないかと思いますけれども、隔靴掻痒の感にさいなまれるという言葉がありますけども、そういう状況ではないかと思うんですね。

以上の分析を踏まえて、地方自治体の今後について考えてみますと、現在国の統治機構は中央集権型となっております。明治の第１期、欧米列強に伍するために行われた中央集権と第二次世界大戦後の国を挙げての復旧復興のための中央集権化が図られましたけれども、今戦後 81 年ですか、今この中央集権型の統治機構は既に制度疲労を起こしていると言われております。今こそこの問題広く国内、特に地方自治体等で議論を行い、早急に人口減少社会を乗り切る体制の構築を図らねばならないと、私は強く思わずにはいられません。これ一部、国会議員はこれから取り込んででいくような戦いになると思いますけれども、そこで解決方法として、一時道州制の提言がなされましたが、現在その議論は下火になっております。縄文時代以降つくられた日本文明と江戸時代等で根づいた文化、つまり、今や県を廃止して藩を置く、この廃県置藩という言葉を皆さんに今日は御披露したかったんです。

どういうことかというと。ただ単に県を廃止するということではなくて、中央から地方への権限移譲を進め、各地域が自立して独自の政策や経済圏を展開すべきという考え方であります。また、文化単位としての地域共同体の復権、かつての藩が持っていた独自の文化や歴史、地域コミュニティーとしての結びつきを現在見直そうとする概念であります。市町村の枠組みを超えたかつての国や範囲単位で、文化的な住民同士のアイデンティティーを生かしたまちづくり、地方創生を目指すことであると言われております。言葉も文化も違う昔の藩、例えば私の考えでは、筑前・筑後・豊前・豊後・肥前・肥後・日向・大隅・薩摩・琉球・対馬と私は考えておりますけども、今こそこういう廃県置藩という考え方の下に地方の文化を掘り起こして、それを生かしたまちづくりこそ、地方再生の鍵を握るものであると私は思っております。

また、翻ってこの地方の文化が観光等にも大きく寄与するであろうと思われますので、ぜひこの廃県置藩という言葉を皆さんしっかりと受け止めていただいて、これからの地方の行政も、議会も、市長は大分県の市長会の会長でありますし、議長は大分県の議長会の中で副会長ですか、地方、中央でこの問題を取り上げて議論をするとか、ぜひそういう取組をやっていただきたい。このままでは、この国はもうゆでガエル状態で沈没してしまうことになると、私は大変な危機感を持っております。

市長は、先ほどの答弁にあったように、それから別府学を提唱しましたね。別府の流れ、誇れる文化を次世代に引き継ぐことから始めたと。このことこそ日本再生の大きな取組の先鞭となるものでありまして、いま一度言いますが、廃県置藩の議論を各所で別府から盛り上げていくということを提言したいと。地方自治の充実強化、これを図ることこそが、この国の人口減少社会への対応となることと思われます。このことは、将来に向けての喫緊の課題であると言いますが、市長のぜひ、あんまり痩せないように頑張っていただくために、市長の見解をお聞きしたいと思います。

○市長（長野恭紘）　お答えします。

まず、「別府学」について先ほども少し触れましたけれども、まず「別府学」については、

やはり地域のことを知るということが、やはり地域や郷土を愛するということにつながるわけで、それが家族を愛し、地域の皆さん方とのコミュニティーを大事にしていこうと、そういう心の醸成につながっていくというふうなことは、これは誰が考えても分かることでありますので、そういう意味では、別府市独自のカリキュラムを、学校現場の先生方は大変かもしれませんけれども、子どもたちにもおおむね好評といいますか、「別府学」というものが随分浸透してきているのではないかなというふうに思います。

これからも改訂を続けながら、しっかりとこの「別府学」に関しては、小中学校、学校現場の中で取り組んでいきたいと、いただきたいというふうに願っております。

また、廃藩置県ではなくて廃県置藩ですか、しかと心に刻み込みました。今、実は九州市長会の中でも、昔道州制というものが一頃かなり叫ばれたわけでありますけれども、それがなぜ下火になったかと、いろいろと理由があるんだろうと思いますけれども、まずそれは組織機構から入って、平成の大合併があったときにも同じような状況が全国で起こったと思うんですけれども、それが都道府県に波及するとかなりハレーションが大きくて、組織機構から入ろうとするとそういうことが起きるので、まずは例えば同じような地域で同じようなものを別々の名前で売っているとか、そういう九州119市ありますけれども、そういうものをまずお互い協力をして広域的に解決をして、売れるものは同時に同じブランドとして売っていこうみたいな、まずは組織機構ではなくて、そういった共通課題を、共通のものを持つものとして一緒に取り組んでいくというような取組が、実は九州ブランド部会という部会立ち上がりまして、私そこの副部会長でありますけれども、そういうことをやっていこうということで、実はかなり進んでいっております。

一部では道州制を蒸し返す議論じゃないかというようなことを言われておりますけれども、基本的には自分たちの地域のことは自分たちで運営をするという意味であるというふうに、道州制の件は思っておりますので、まずは入り口はそういうことではなくて、自分たちで協力できるところをしっかりやっていきつつ、議論が熟したらまたそういう議論になってくるのではないかなと。議員がおっしゃっているような状況に近くなってくるんじゃないかなというようなことも思いますが、まずはそういう九州市長会の中での様子を見ていきながら、今議員が言われたこともしっかり胸に刻みながら活動を続けていきたいというふうに思います。

○23番（野口哲男）　今、市長が言われたように、この問題については、我々だけでは解決できない問題でありますけれども、やはり幕末から日本をこういうふうに変革した、考え方によっては、今の県の優秀な職員の方々が地方で働くように、基礎自治体で働くようになれば、非常に大きな力になるんじゃないかなと。これは阿部副市長がここにおられますけど、私はそういう考えを持っているわけでありまして、ぜひこの廃県置藩という言葉の意味をしっかり皆さん方が受け止めていただいて、地方自治の充実強化ということについては、このことしか私は成し遂げることはできないんじゃないかと思っておりますので、ぜひ理解をいただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○17番（加藤信康）　今日は３点ほど質問させていただきます。

まず、市長が自分の施策を進めていく、そしてまた市民サービス、行政運営の中で市民サービスを充実させていく上において、職員の力というのは非常に大切でありますし、その職員が不足をしていくということは、非常に厳しい状態になってくる。不足すれば、やはり残った職員に負担がかかり、またそれ以上にまた仕事、業務が停滞してしまう。また併せて市長の進める施策も停滞してしまうという状況に陥ってしまいます。全国の自治体職員の現状、採用の現状というのがいろいろインターネットの中でも出てきておりますけども、公務員になろうと受験をする人たちが減っているんです。そしてまた、新規採用予

定者の能力がちょっと追いついていない、数が少ないからかもしれませんね。そしてまた若者の離職者、ここ最近市役所に入ったはいいが、何年もしないうちに辞めていく方が非常に増えていってる。特に都市部は激しいみたいです。

そういう中で、今回は、本題に入りますけども、技術系職員の状況について少し質問をしていきたいと思ってます。

公務員採用が非常に厳しい中で、特に現場の中で厳しさを増している技術職員ですね、今回は土木・建築・電気・機械等の技術系の方、お話しますけども、まだまだＩＴ関係とか保健師だとか保育士だとか、様々な技術系の職員がやはり非常に不足してきているという状況にあります。そういうことを頭に入れた上で進めていきますけれども、技術系の職員は平常時は公共施設のインフラですね、インフラ点検、それから道路河川の整備、災害のときには公共施設の復旧工事に中心的な仕事、役割を担っていくわけですけれども、自治体の技術職員の不足というのは、すなわちインフラの老朽化とか災害対策で顕在化しています。老朽化に、修復も修繕もなかなかできない、そして災害対応もできない、そういう状況になってしまってるんですね。専門の技術職というのは、一般事務職と比較して採用の対象が限られておりますから、総務省の調査によりますと、2023 年の４月現在、全市町村のうちの約 39％で建築技師、約 26％で土木技師が不在です、不在なんです。少ない、足らないんじゃなくて、いないんです。都道府県、大都市においても、非常に不足が言われている、もう取り合いっこになってるんですね。それだけ自治体における技術職員の確保が難しくなってきているわけですけれども。

そこでお聞きします。技術系職員、別府市は足りてるんでしょうか。また技術職員の確保が難しい状況になる中で、自治体の技術職について民間の指導をしていく、そういう立場もありますけども、技術の継承ができているのか、後進の育成ができているかどうかについて答弁を願います。

○副市長（岩田　弘）　お答えをいたします。

まず、別府市の技術職員として 40 年間奉職しました私の思いも込めて答弁をさせていただきたいと思います。

現在、別府市上下水道局、市長部局含めまして、技術職員の職種は主に土木･建築･電気･機械・造園などあり、建設部、上下水道局、温泉課、農林水産課に配属され、それぞれの行政の専門的分野の、業務を担当しております。技術職員については民間でも需要が高いことから、国や県も含め、多くの自治体で人材確保に苦慮している状況にあります。別府市においても、毎年採用試験を行っておりますが、受験倍率の低下が進んでおり、さらに合格者が採用を辞退するケースも珍しくない状況にあります。

その結果、採用必要人数は計画どおりに安定的に確保することは難しくなっていることが現状でございます。これらを踏まえまして、多くの方に採用試験に応じていただくように、技術職員の出身校へのお願いや、卒業生の情報なども募集に関わり、広報している状況にございます。

次に、技術職員の継承ができているのかという質問にお答えいたします。

行政における技術職員は採用されて、徒弟制度とまでは言いませんが、長期間にわたりまして先輩職員の技術・知識・心得等の指導の下に、実地で学んで一人前になるという非常に時間のかかることがあります。特に、災害復旧には技術職員一体となり、被災箇所、対応から復旧まで、完成までを行います。その土台となるものが、ベテラン技術職員が持つ専門的知識やノウハウ、現場での専門的な判断力、災害対応力などを中堅・若手技術者へ引き継ぐ技術の継承だと認識をいたしております。

また、水道技術者においては、実務経験年数を積んで、一人前の監督員となることが義務づけられております。先輩方の指導の下に、技術を日夜磨いているところです。これか

らも私共々全技術職員が、技術の継承を念頭に置いて業務に励みたいと思っております。
○17番（加藤信康）　ありがとうございます。岩田副市長も技術職ということで、危機感は特に感じておられるだろうと思っておりますし、別府市役所の中も上下水道局も含めて様々な場所で技術職員が働いています。もう最近見てみますと、今までプロパーというか現職じゃなくて、ちょうど退職、定年制が延びてきてますけども、もう60歳になっても65歳過ぎてでも70歳になってもまだその技術職の先輩方々にお願いせざるを得ない、そういう職場があるなというふうに思ってます。そういう意味では非常に厳しい状況があるんだなと思ってますから、人材確保育成、これは非常に大事だというお言葉なので、思いは共通しているというふうに思います。

それで職員課、すみません、現状、採用状況について、どういう状況なのか、３年ぐらい前からの分を含めて教えてください。
○職員課長（佐藤英幸）　直近３か年の状況でお答えいたします。

令和５年度は、土木職３名の募集に対し10名の応募がありましたが、１次試験の合格者の二次試験辞退により、採用は１名となっております。

次に、令和６年度は、夏と秋の年２回採用試験を行い、土木職は募集４名に対し16名の応募があり、５名を採用しています。また、建築職につきましては募集３名に対し４名の応募がありましたが、最終合格者の辞退があり、採用は２名となっております。

令和７年度も年２回採用試験を行っておりまして、土木職３名の募集に対しまして12名の応募がありましたが、三次試験の受験辞退者により採用は１名となっております。なお、建築職は募集２名に対し応募・採用２名となっております。
○17番（加藤信康）　かなり、せっかく合格したのに辞退をされる方が多い、公務員を目指して、多分ほかの自治体に同時に受験をしている方々もおられるんかなというふうに思います。それだけ非常に取り合いっこになってるというふうに思います。

そういう実態の中でなんですけども、技術職を募集しても数が少ない、来ないということはないみたいですけども､要は民間との取り合い､そしてまた自治体同士での取り合いっこというふうになってるみたいです。ずっと、なぜこんなに市役所に応募がないのかなというふうに考えるんですけども、確かに今、民間の条件がよくなってきてる、それだけ少ない中で、そういうことからすると、やはり役所の中の仕組みとしては、他の職員と比較して特別、技術職だからといって、給料月額変えるわけにはいかない、条件がなかなか変えられないという点もあるだろうと思いますし、そういうとこら辺にやっぱり魅力を感じてないのかなということもありますが、ただ、やはり通常の民間で置かれる技術の使い方と、当然その技術を持ちながらも、やっぱり市役所での仕事というのは全く別もんだろうというふうに思います。

そうなると、やはりＰＲが足りないのかなと、もっともっと別府市自体を一つの企業と見立てて、もっとこの会社のアピールをしていく。そして、働くこの別府という魅力を追加して、コマーシャル動画をつくって、そういう専門の学校に見てください、持っていくとかね。岩田副市長も工業系の学校の出身ですから、自分の母校に対してのお願いをしているということでお聞きをしてますから、本当感謝いたしたいと思いますけれども、さらにまた幅を広げる、別府で働きたい、そういう方々を引っ張り込むためにはユーチューブなりＳＮＳ、そういうのを大いに利用して発信をしてはどうかと思いますけども、いかがですかね。
○職員課長（佐藤英幸）　お答えいたします。

これまでも、工業系高校などに対して働きかけは行っておりますが、ユーチューブやＳＮＳなど、若者に届きやすい訴求力のあるデジタル媒体での発信は有効な手段だと考えております。

今回の図書館整備やインフラ整備といった成果が見える仕事を可視化し、また、まちづくりに直接関われる地域貢献の実感などを現職職員の声として発信するなどの広報戦略に取り組むとともに、広域連携による共同採用試験の実施や、定年前に退職した元職員を即戦力として再び迎え入れるカムバック採用などの多角的な視点からの試験方法の見直しなど、処遇改善、働き方改革、職場環境の整備などによる公務職場の魅力化と併せて、一体的な取組の拡大が必要であると考えております。

○17番（加藤信康）　ありがとうございます。

今、民間の中でも、技術職員の取り合いっこ、競争をしています。その競争が民間と自治体というのも実際にあります。そういう中で、やはり民間とも競争しなきゃならないんやったら、現状の民間の採用の方法、その調査、それからやっぱり実態、勤務実態なり条件、労働条件も含めて、こういうことを知らないとなかなか対抗できないんじゃないかなと思います。いろんな、初任給幾らとかいうて募集がいっぱい出てますから、ぜひそういうところを研究してください。

２年前に、人材情報会社ですかね、マイナビというところが調査してます。なぜ若者が自治体に入りたがらないのか、公務員になろうとしないのか。今の若者の就職観を調べています。まず、公務員は民間の就職スケジュールと大きくずれている。民間では、地方自治体の試験が行われる６月、８月にはもう既に８割ぐらいがもう内定されてるんですよ。そして、思いとして、楽しく働きたい、個人の生活と仕事を両立させたい、これがもう６割を超してます。人のために、すなわち公務員としてね、人のために働きたい、仕事をしたいという人は10％ぐらいしかない。こういう実態なんですね。

そうなると、やはり公務の仕事のいいところをアピールしていくしかないなと思います。今、職員課長、いろんな挑戦をしたいと言われました。私も調べてみました。いろんな対応努力してますね、他も。民間企業の採用で行われている企業説明会に、自治体として参加する。民間企業で利用されています就業支援ツール、これに登録し発信をしていく。先ほど言いましたＳＮＳ、ウェブでの発信。それから柔軟性のある採用ですね、もう年間ずっと募集をかけていったりとか、Ｕターン、Ｉターン、先ほど言いましたカムバックですか、経験者にまた帰って来てもらうというのもありました。それから、年齢制限の撤廃、職場見学会、技術職の現場説明会に学生を呼ぶ、若手職員による技術職員のウェブナビゲーター制度、ウェブ上で、こういう仕事してますよというのを話をする場をつくる。そして、最近民間で取り入れられてますＳＰＩ、これをまたどっか、民間企業が開発したんですけれども、適性検査ですね。技術職に限ってやっぱり特例をつくると、ただ単に試験結果、面接じゃなくて適性のほうを重視する、そういう採用の仕方もあるかなというふうに思います。

そういう意味では、様々な方法はあると思いますし、そして別府の魅力をそれに加えて、ぜひ別府で働いてみませんか、そしてもっと言うと移住してみませんか、そしてあなたの持っている技術で別府のまちをよくしませんか、そのぐらいの、やはりアピールがあってもいいかなというふうに思います。ぜひとも、職員課が中心になると思いますけども、岩田副市長も頑張ってください。よろしくお願いいたします。

それでは、次に綜合振興センターに行きます。

1964年ですがね、別府開発公社としてできて、今年でもう60年たちました。綜合振興センターになってからも、ちょうど今年で50年。本来なら50周年の記念式典でもあってもいいかなと思うんですけども、残念ながら令和５年の議会の全員協議会の中で、令和８年度末をもって、すなわち体育施設の指定管理が終わる令和８年度末で解散の方向で協議をしたいという報告がされてました。協議の結果について、方向性について、どう決まったのか教えてください。

○企画戦略部長（安部政信）　お答えいたします。

令和６年６月の綜合振興センターの定時評議会におきまして、財団の存続期間を令和９年３月 31 日までとする決議がされておりますが、職員の処遇や独自事業、保有する財産など、解散後の取扱いについては継続して協議をしており、基本的には市が引き継ぐ方法で協議を進めているところでございます。

○ 17 番（加藤信康）　まだ協議中ということで、はっきりとは申されませんでしたけども、資産もそうですけども、まず給湯事業ですね、別府にとっては非常に重要な事業ですけども、再度確認しますけども、資産、独自事業、市が継承するということでよろしいですか。

○企画戦略部長（安部政信）　お答えいたします。

そういった取扱いについては、最終的には清算人が指定され、その中で協議をして、最終的には評議会などの手続を経て決定するものでございますが、基本的な方向としては市が引き継ぐ方向で今、綜合振興センターのほうと協議をしているところでございます。

○ 17 番（加藤信康）　最終決定とはまだ引き続いてないので、とは言ってもやはり 100％市が出資している一般財団法人ですから、ぜひもうはっきりとね、やっぱり言っていただきたいなと思います。

それで、職員の処遇です。

綜合振興センター解散することに伴って、令和８年度末に事業が別府市に引き継がれるとして、現在プロパーというんですか、現職の方３名おりますし、ＯＢの方も含めて複数の職員が仕事してますけども、まずはこの３名の処遇はどうなりますか。

○総務部長（竹元　徹）　お答えいたします。

綜合振興センター職員と別府市職員は法的に身分は異なりますので、法人の解散により市への雇用承継が当然に発生するというものではございませんが、独自事業や資産を市が引き継いでいく上では、当該法人職員が持つ専門知識や、また技術等の継承が必要であると考えておりますので、これにつきましても選考及び条件整理の上、受け入れる方向で協議をしております。

○ 17 番（加藤信康）　先ほど言いました、市 100％出資の法人、そこが解散するに当たって、やはり残された職員を責任を持って処遇するというのは、僕は当たり前というふうに思ってます。特に専門的な知見ありますし、先ほど言いました、いろいろ知識、技術が継承されなければならない。職員も財産ですよ、重要な財産ということを考えていただいて、ぜひとも市が責任を持って受け入れるというふうに、方向で決めていただきたいなと思います。

給湯事業も 96 件、155 口の契約件数があると聞いてますし、受け入れる側の市も条例改正も必要ですし、財産管理など相当な準備も要りますし、３人の正規の方に加えてＯＢの方々も様々な知識持ってますから､必要な人材はぜひとも有効に使っていただきたいし、スムーズな事業継承ができるようにしていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

それでは３つ目、新湯治・ウェルネス事業についてです。

すみません、新湯治・ウェルネス事業ですね、もう僕の思いもいつもほかの議員の方と話をするんですけど、やっぱりお湯の確保の問題、そして一体どんくらいお金かかるんかと、そういうところがやっぱり気になります。そういう中での質問と思ってください。

現時点で様々なかなかまだ決まってない、協議中ということが多いですから、事前の話をする中でもなかなかはっきりとお答えができなかったというのは残念なんですけども、やはり議会としても最終的に毎年幾ら金を出していくのかとかいうのはやっぱり決定していかなければなりませんから、はっきり見せられる分、話せる部分についてはやはりこれから先も、機会ごとに話していただきたいなと思います。

それで、市が責任を持って給湯するということが決まっているみたいです。継続して、それで安定して運営をすると、安定した湯を供給するということになると思うんですけども、湯量が、泉源が幾つ協議されてるか分からんですけど、ぎりぎりというわけにはなかなかいきません。そうしますと、やっぱり複数の泉源から確保していく必要がありますけれども、その点については複数、複数事業者、持主と話をしているという考え方でよろしいですかね。

○観光・産業部参事兼温泉課長（樋田英彦）　お答えいたします。

湯量の確保につきましては、本事業の最重要部分であることは十分に認識しながら、複数の泉源の所有者及び関係者などと協議交渉を慎重に積み重ねており、現在最終的な合意を目指して進めているところでございます。

○17番（加藤信康）　現時点では、その拠点施設への湯を、湯量を確保するということで、近くに市有の泉源はないというふうに聞いてますけども、そうなりますと、やはり民間の泉源にお願いするしかないということになります。事業共創者という名前が、文字が出てきまして、その決定が９月、そしてその後、要求水準書を来年の２月までに策定をするというスケジュールが示されております。相手方と協議交渉する最終的な期限のめどというのがあるだろうと思うんですけども、その点についてはどうなってますか。

○観光・産業部参事兼温泉課長（樋田英彦）　お答えします。

湯量の確保につきましては、本事業の根幹でもありますし、重要な業務であります。将来にわたって持続可能な安定供給の確保と資源の有効活用を図るための諸条件の整理や、様々なリスク対応を含め、一つ一つ協議を重ねながら、可能な限り早い段階での湯量の確保並びに供給方法等の確定に向けて、引き続き鋭意努めてまいりたいと考えております。

○17番（加藤信康）　通常考えると、水、お湯は高いところから低いところに流れていきます。今回の施設の給湯を考えたときに、やはり給湯、多分もう場合によっては下からポンプアップせにゃいかないんじゃないかなと想像がつきます。現在給湯施設、給湯管等の整備費も計画を立てているみたいですけども、これらに充てる維持管理費もこれから追加されていくわけですね。まだ数字が見えてません、どのくらいかかるのか。民間の泉源から湯量を確保するにしても、拠点施設が今後数十年ずっとあるとしたときに、泉源自体を市が買い取る、新しいところを市が掘るということはもうないでしょうけども、買い取ったりすることも場合によってはこの20年、30年、50年の間に考えていかなきゃならないなと、そういう可能性も視野に入れて交渉もしていかなきゃならないんではないかなと思うんですけども、その点についてはどうお考えでしょうか。

○観光・産業部参事兼温泉課長（樋田英彦）　お答えします。

泉源所有者並びに別府市にとりまして、持続可能な湯量の確保と温泉の安定供給を図るため、あらゆる可能性を視野に入れながら、現在協議、交渉を重ねているところでございます。

○17番（加藤信康）　この施設はやはりお湯を確保することがやっぱ肝腎要というふうに思ってます。お湯がなければ、それも安定的に供給できなければ、うまくいかないと思ってますので、ぜひ分かった段階で、やっぱり僕らにもいろいろ聞かせてください。そういう意味じゃ、やっぱり情報が出ないと議論もできませんので、知恵があるかどうかは別として、やはり話をさせていただきたい、そういう思いでありますのでよろしくお願いします。

それで次に行きますけども、さて物価高騰が続いてます。建設物価調査会とか建設関連団体、そしてまた国土交通省の調査とかでも報告されてますけども、建設費の指数が10年前から、総建設工事費というんですかね、ほぼ147％、47％伸びてる。高止まりがしているというふうになっています。そしてまたさらにまた上昇していくんではないかという

ふうに言われています。公共事業については、資材、人件費の高騰で予定価格より、予定価格と実際の工事費、民間がつくる場合、これ一般の入札の場合でしょうけども、非常に乖離が起きていて、日本総研の調査では全国の市の９割超が過去３年間で入札不調または不落を経験したと報告されています。事業途中に費用が大幅に増額したり、計画が見直された、見直しをされたり、それから再入札の予算を増額して再入札をした。こういう自治体が増えてるようです。多くの自治体が事業実施の前提として、今後も建設費高騰が長期化・常態化すると見込んでおるみたいですし、新築とかいう、今回の分も新しくつくるんですけども、抜本的なコスト抑制策へのシフトを余儀なくされています。たとえ民間にお願いするＰＦＩ事業だとしても、これはやはり高騰していくんだろうと、高騰してますし、さらにその可能性があるということなんですね。

今回、事業の実施者が決まって、令和９年３月から工事期間として、開業が令和12年としてますから、やはり２年半とか３年以上の工事期間があります。これから工事費と物価がどう変わっていくかって僕も予想ができませんし、上がるかもしれない、下がるにこしたことはないんですけど、なかなか上がったものは下がらないだろうなと僕は思ってます。

この長期の工事期間による建設費の変化に、やはり対処していかなきゃなりませんけども、それに関してちょっと質問しますけれども、今後建設費が上昇することが予想され、予想されます。下がるかもしれませんが、予想されるんですけども、基本計画から実施経営、事業実施者との契約までの間に、また工事、工事が始まってから竣工まで長い期間の間に高騰が予測された場合に、費用の上限がありますけども、これについてどう考えてますかね。そしてその後における事業規模、事業規模場合によっては、最初これだけの契約だったのに、こげえ上がったら下げないかんとかいうことも起こり得るかもしれませんけど、どういう対処の考えておられるのか、お聞かせください。

○市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（和田健二）　お答えいたします。

事業全体経費等の対応については、物価等の状況も参考にしながら工事費と合わせて採算性が加味され、トータルでの事業性が判断材料になると考えます。その事業性について、事業共創者は市とともに要求水準書をつくることになり、当然ながら事業性が発揮された、要求水準書が作成されると考えております。

また、民間事業者の施設収入等に係る提案において、基本計画段階の試算から入場者数が上振れした場合や観光客等が利用する温浴体験エリア等の料金が計画を上回る価格提案等があった場合、併せて民間提案施設部分で得られる地代、固定資産税の合計額が毎年度の収支において、想定される事業費を上回る結果となり、さらにプラスになる場合も考えられます。

今後、事業を実施する民間事業者の提案や協議の内容等をしっかり検討し、全体を総合的に判断していきたいと考えております。

○17番（加藤信康）　昨日ですかね、質問に対して市長もお答えをいただきました。要はその建設費が跳ね上がったとしても、それ以上のやっぱり入りとか効果がなけりゃこの事業は意味がないんだという、そういうことだろうと思いますから、そうは言っても、我々議会として出された数字を評価をして判断しなきゃなりませんので、非常に、少しでも安いにこしたことはない。でもこんだけもうかって、それ以上もうかりますからというのは、まだ僕らもこれやってみて、結果でしか判断できないわけなんで、ぜひ、何つったらいいんですかね、もう少し見えるようにしてもらいたい、判断する材料をぜひこれから先も出していただきたいなというふうに思います。

非常にこの話は、それから先なかなか進まないんで、ちょっと今回募集されてます事業共創者と言われるその募集要項によります事業共創者ですね。これは、これについて説明

をもう一遍お願いしたいと思います。そして事業共創者が、もし話がつかないときに応募できないというふうになっているんですけど、どのような理由からなのかを教えてください。

○市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（和田健二）　お答えいたします。

事業共創者とは、市とともに事業をつくっていく民間事業所のことです。市と今回選ばれる事業共創者の間で、作成する要求水準書に沿った事業内容や役割分担等について、協議が調った場合には選定委員会の審査等を経て、今年度中に書面手続を行います。その後、事業共創者は事業実施に向けた詳細な検討を行い、市、事業共創者双方合意の上で、当該事業共創者を実際に事業を実施する事業実施者とすることとしております。

市と事業共創者との協議が調わない場合、その際、新たに事業実施者の公募を再度行いますが、その際、事業共創者は応募できないものとなっております。その理由については、施設設置に係る要求水準書、仕様書的なものを市とともに作成した事業者とそうでない事業者とは公正な均衡が計れないなどを総合的に判断し、公募の際は応募できないものとしました。

○17番（加藤信康）　僕も一生懸命読んでみましたけど、なかなか難しかったです。仕組みとしては理解できましたけれども、こういう考え方であるならば、やはり先に決めるこの事業共創者というのが非常に有利だなと思いますし、すなわちもう協議が調わない場合は、果たして事業実施者が決まるのかなという不安さえ僕も感じますから、市長いろいろ思いがあると思いますけども、それはまた後で言ってください。

事業共創者と協議を行うということなんですけど、来年２月の内容について教えてください。

○市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（和田健二）　お答えいたします。

事業共創者との協議内容等については、施設設置等や設置時や施設運営中などにおける費用負担や収支などの協議、並びにリスク分担及び施設維持計画、人材育成等作成した要求水準書等に沿った協議などが中心になると考えられます。

○17番（加藤信康）　すなわちこの協議の中で、建設費用も含めて資源の負担額も含めて決まっていくだろうということが決まるだろうというふうに思います。建設費、それから運営費とか、ぜひ要求水準書なりができたときに、事業共創者と、もうあなたところが事業共創者として事業実施者になりましたっちゅうんではなく、その前にやはり少し情報をいただきたいなと思います。決まった後だったら、僕ら何も決めようがないんじゃないかなと思うんですよ、議会としてはね。やり方いろいろあると思うんですけども、ぜひそこら辺は検討していただきたいなと思います。

４つ目の質問ですけども、これは先ほど言いましたＰＦＩ事業で、ＰＦＩ事業も民間にお願いするんですけども、実は１社だけじゃなくてここに複数の募集、応募があった場合は、価格の競争が起きて、複数あったほうが安くなるというふうな研究結果が出ています。そういう意味では、ＰＦＩ事業の利点というのは分かるんですけども、そういう意味で聞きたかったんですけど、今回１社でも何かできるみたいなことを先般説明していただきましたので、市長も先般答弁で、将来負担ですね、それ以上に先ほど言いましたようにもうけが出ないような事業やったらやる意味がないということなんです。そういう意味では僕もその期待はしたいですし、ぜひそうあってほしいですけども、これはもう結果論でしかないので、僕らが聞いてもちゃんと答えてくれんかったら、情報も出してくれなかったら判断のしようがありません。ぜひ、これから先もいろんな情報出してください。

それから、さっき温泉確保のところで言いました。同時にインフラの話も出ましたね。道路インフラの事業費もして、今度つくる温泉、給湯の仕組み、システム、もし出来上がったとしても、これもやはりこの新湯治・ウェルネス事業、それだけのために使うわけです

から、やっぱり事業費なんですね。そういう意味では、温泉課がお湯を確保する協議をしているようですけども、ウェルネス推進室もね、やはり同時に協議に入って一緒に進めていく姿勢が欲しいなと思います。市長も、やはり市長の思いのある事業です。トップとしてもやっぱりそこの交渉に入っていく、それなりのことが必要ではないかな。職員に任せるんじゃなくてね、そこら辺はやっぱり市長が主導してやっていっていただきたいというふうに思います。僕らはやっぱり議会として、毎年毎年どれだけのお金が要るんかを、我々は審議しなきゃいけない、それを決めていかなきゃならない。そういう意味では、僕らもまだまだ不明なところありますので、ぜひともこれから分かる情報については出していただきたいと思います。

最後、市長言いたそうなんで何か言ってください。お願いします。

○市長（長野恭紘）　お答えします。

特にないんですけど、昨日もお答えをしたんですけれども、この新湯治・ウェルネスの事業については、議員はもしかしたら私たちが出さなきゃいけない情報を何か隠してるというふうに思われてるのかもしれないんですけれど、隠してることは何にもないんですよ。今出せる情報はもう全てお出ししてます。あれを読み込んでもらったら、読み込むのに相当時間がかかるんだろうなというふうなことは思うんですけれども、私は言い出しっぺなので自分なりによくよく深く理解をしているつもりですので、隠していることはもう本当に何もない、出せる情報はもう全部、確定している情報も全部お出ししているんですけれども、問題はなぜ多分そこで何かそごが起こるかというか、勘違いがお互いに起こっているかと言ったら、今から要求水準書をつくっていって、そこで数字が出てくるので、細かな数字というのはなかなか出せないと、今の段階では出せないと。出してしまったらそれが答えになって、それに沿った要求水準書ができてしまうので、それはそうではないと。なぜかといったら、私たちは民間事業者のいわゆるノウハウを発揮することによって、マイナスにならない、単年度でも黒字になるような、いわゆる施設の運営であるとか経営の在り方も含めて要求水準書に書き込んでもらおうとしているわけなんですね。

ですから、さっき議員が言われた事業共創者、ともにつくる者ですね、事業共創者が基本的には順調にいけば事業実施者になるんですね。事業実施者にならなかった場合、事業共創者が実施者にならなかった場合は、再度そこから事業実施者を公募することになるんですけれども、その際には事業共創者は入っては駄目と言ったんです。というのは、一緒につくってきてるので、いわゆる要求水準書、中身を。だからなれなかったのにもう一回じゃあトライをすると、その事業共創者が言ってきた場合には、その人が圧倒的に有利になる。それが多分、議員が言われたことなんだと思うんですよ。ですから、事業共創者がそのままスライドして実施者にならなかった場合に関しては、もう事業共創者はエントリーできないと、こういう意味です。よいでしょうか。多分、そこが多分私たちの何ていうか議論としてなかなか。だから基本として、事業共創者は事業実施者になることがある程度前提とした今回のつくりなんですね。ですからそういうことです。

あと、最後に申し上げたいのは、いわゆる要求水準書を一緒につくっていくことによって、最初からお金がマイナスにならない、いわゆる市議会に我々としての予算をいわゆる提案をしなくてもいいような状況を、最初からつくろうとしています。というのは、結局毎年の運営の中でいわゆるプラスになる施設になるので、結局そこでプラスになって、そのお金の中で全部回していくことになるので、私たちがいわゆる市民の税金の中から、この議場で議員の皆さん方に、この施設に対して毎年これだけのお金を使いますよということは基本的にはもうないような施設、その施設だけでしっかり回って、あとは昨日言った市営温泉とか旅館ホテルとか、そういったところとしっかりと連携を組んで、拠点施設だけではなくて全体として協力をし合うことによって底上げをしていけるような、それで税

収が上がってきて、市民の皆さん方の医療や介護や福祉にこれからどんどん使っていけるという、そういう私たちは想像をしているわけですので、今度全員協議会もあると思いますのでその席、そこに私も出席をさせていただきます。議員の皆さん方への御理解をいただくのと同時に、いろんなところで丁寧に市民の、このケーブルテレビ御覧の皆さん方の、市民の皆さん方に機会をたくさんいただいて、丁寧に丁寧にこういった新湯治・ウェルネスのつくり上げるまでの仕組みと、それからつくった後の仕組みと、なぜやらなきゃいけないかというところのことを、しっかりと丁寧に話をしていけたらいいなと思っているところでございます。ありがとうございます。

○17番（加藤信康）　今回、質問をしてよかったなと思います。僕が分からなかった、はまらなかったところは大分埋まりました。また、夢のある事業ですから、ぜひ成功はしてもらいたい部分はありますけども、僕らは市民の代表としてここで、僕らだけが理解してもね、多分今の説明、話の中で少しはまった議員もおるんやないかなと思うんです。それだけやはり複雑な仕組みであり、また難しい事業だなと思ってますから、ぜひそこら辺も、市民の方々もその点が理解できるような説明を引き続きお願いします。僕らもいろいろ聞いていきます。失礼なことのないようにしっかり聞いていきますので、今後ともよろしくお願いします。

終わります。

○議長（小野正明）　お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は明日定刻から一般質問を続行いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野正明）　御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は明日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午後２時32分　散会